





耳 2A 76

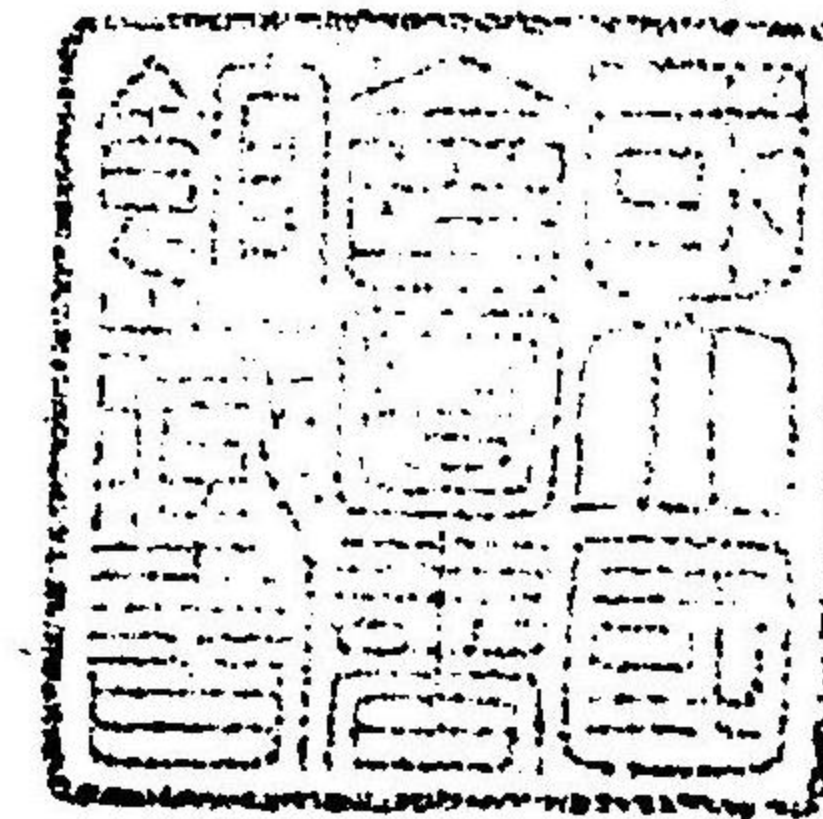
異國日記抄

村上直次郎校註

210.52

I265

M



237552



崇傳畫像

### 例言

- 一 異國日記抄は、異國日記の西洋諸國に關する記事を抜き集めたるものにして、印刷の際、史料編纂掛借受中の原本に就て、嚴密に校訂を加へたり、
- 一 本書本文の文字に、□を施したるは、原本紙魚の害を被りて讀むべからず、前後の文意を推して假に填めたるものにして、その傍に外と註したるは、外蕃通書によりて補ひたるものなり、
- 一 本書題號の文字は、崇傳の筆跡を模したるものなり、
- 一 本書の出版に付、南禪寺金地院の快諾を得たると、史料編纂官文學博士田中義成、同辻善之助兩氏の尠からざる助力を受けたるとは、校註者の深く感謝するところなり、

明治四十四年一月

# 目次

## 緒論

- 一 異國日記…………… 壹
- 二 異國日記の編者…………… 肆

## 異國日記抄…………… 一

## 附録

- 第一號 フリッピン諸島長官より家康に贈りし書翰  
千六百四年七月二十八日…………… 一
- 第二號 千六百五年家康よりフリッピン諸島長官ド  
ン、ベドロ、デアクニヤに贈りし書翰…………… 三
- 第三號 家康よりイスパニヤ國王に贈りし書翰  
慶長十四年十二月二十八日…………… 六

- 第四號 秀忠よりイスパニヤ國王に贈りし書翰  
慶長十五年五月四日……………七
- 第五號 イスパニヤ國王より家康に贈りし書翰  
千六百十三年六月二十日……………一〇
- 第六號 イスパニヤ國王より秀忠に贈りし書翰  
千六百十三年十一月二十三日……………一三
- 第七號 加藤清正よりフリッピン諸島長官に贈りし  
書翰 慶長元年十月十五日……………一五
- 第八號 寺澤廣高よりフリッピン諸島長官に贈りし  
書翰 慶長六年十月六日……………一七
- 第九號 フリッピン諸島長官より寺澤廣高に贈りし  
書翰 千六百二年六月一日……………一九
- 第十號 ルソンの大司教より鍋島勝茂に贈りし書  
翰 千六百九年六月十三日……………三三

- 第十一號 フリッピン諸島長官より鍋島勝茂に贈り  
し書翰 千六百十二年六月一日……………三四
- 第十二號 鍋島勝茂よりイスパニヤ國王に呈せし  
書翰 慶長十七年閏十月二十一日……………三五
- 第十三號 フリッピン諸島長官より鍋島勝茂に贈り  
し書翰 千六百十三年仲夏……………三五
- 第十四號 鍋島勝茂よりフリッピン諸島長官に贈り  
し書翰 慶長十八年十月六日……………三六
- 第十五號 伊達政宗よりローマ法王に呈せし書翰  
慶長十八年九月四日……………三七
- 第十六號 ローマ法王より政宗に贈りし書翰  
千六百十六年十二月二十七日……………三三
- 第十七號 伊達政宗よりイスパニヤ國王に呈せし  
書翰並申合條々 慶長十八年九月四日……………三九



索引

- 第十八號 イスパニヤ國王より政宗に贈りし書翰 肆  
千六百十六年七月十二日……………四五
- 第十九號 蘭領インド總督より幕府に呈せし書翰  
寛永十九年六月二十九日……………四八
- 第二十號 蘭領インド總督より長崎奉行に贈りし書翰 寛永十九年六月二十九日……………六五
- 第二十一號 英國王チャーレス二世より將軍家に贈りし書翰 千六百七十一年八月二十四日……………六八
- 第二十二號 英國東インド商會より將軍家に呈せし書翰 千六百七十一年九月六日……………七〇
- 第二十三號 異國御朱印帳 豊光寺承兌控……………七三
- 第二十四號 異國御朱印帳 圓光寺元信控……………七八
- 第二十五號 異國渡海御朱印帳 金地院崇傳控……………八〇

圖畫並文書

- 金地院崇傳畫像 探幽法眼畫京都市南禪寺金地院所藏……………卷首
- 異國日記 卷一第九葉裏崇傳筆蹟……………緒論貳
- 秀忠畫像 ジョン、セーリス日本航海記所載……………六
- オランダ朱印 ハーグ市國立文書館所藏……………二一
- 家康畫像 探幽法眼畫京都市寛永寺春性院所藏……………六五
- マウリチウス、デ、ナッサウ畫像 オランダ國史所載……………一〇八
- ゼームス一世畫像 ファン、ソームル畫、ロンドン市國立肖像陳列館所藏……………一四〇
- 豊光寺承兌畫像 京都市相國寺所藏……………一九八
- 秀忠書翰 セビーヤ市インド文書館所藏……………附録七
- フエリヘ三世畫像 ペラスケス畫、マドリッド市ブラド美術館所藏……………附録四五
- 圓光寺元信畫像 京都市圓光寺所藏……………附録七八

目次

終

緒論

一 異國日記

異國日記は、京都南禪寺金地院に藏する、美濃紙大判手寫の書にして、二卷より成る、その第一卷は、表紙の外に、墨付百二十八枚、第二卷は、同墨付百八十枚あり、表紙には、第一卷第二卷共、異國日記と題し、第一卷には別に諸夷書翰の題號を記せり、然れども、その書體を考ふるに、何れも後人の書き加へたるものなり、この書の内容を検するに、第一卷は、慶長十三年七月十四日、金地院崇傳が、將軍秀忠の面前に於て、フィリッピン諸島長官の書翰を讀むの條に始り、寛永六年十月、暹邏の使節が、江戸を發して歸國するの條を以て終る、この間、年月を逐ひて、外國船

來朝、外國人拜謁等の記事を掲げ、外國の來翰と、之に對する答書とを載せ、書翰の體裁、答書製作の顛末等を詳述せり、答書の文は、崇傳の作りしものと、圓光寺元佶の草せしものとあれども、この卷は、崇傳が外國往復の事を掌りし時の記録にして、半は崇傳が自ら書寫したるものなり、第二卷には、豐光寺承兌、大龍寺玄昌、金地院元良等の起草したる、外國に贈る書翰の文と、朝鮮暹邏安南等の來翰とを採録し、寛永十三年、同二十年及び明曆元年朝鮮使節來朝の事を記し、林羅山、林春齋、林春徳、石川丈山、以酊庵玄方等と使節一行と贈答の詩文を載せ、又建長寺道隆、正傳、寺慧、安其他僧侶の文を掲げたり、この卷にも亦崇傳の名を署したる文あれども、元良の代作と覺しく、卷中崇傳の手寫したるところ一もなきと、その死後の文、尠からざるとを

日本國 源家原 兼平  
 兼平被見於近柳本邦之人尋於貴城河非次之  
 舟前達與制書相渡之處被任其返平均安靜也  
 可也 貴國守護相向年承可有國政後珍言也  
 例已黑船至開亦可被在船也 且希委官可兼知也

本原記日國異  
 (兼平九榮壹卷)

見るも、崇傳自ら集録したるものにあらざること知るべし、この書は、金地院の庫中にありて、永く世に知られざりしが、正徳二年、新井白石が、本光國師日記を調査せし際に、始めて之を發見し、翌年幕府より之が謄寫を命じたり、近藤守重が外蕃通書を編纂するに當りて用ひしは、正徳三年六月五日金地院より差出したるといふ、七冊の寫本なるべし、右の寫本は其後如何になりしか、今は内閣文庫にも之を藏せず、この書は、明治三十七年二月十八日、古社寺保存法第四條により、特に歴史の證徴となるべき寶物として、丙種國寶と認定せられたり、

## 二 異國日記の編者

徳川家康は、政權を掌握せし始めより、専ら外國貿易を盛にすること、に力を用ひ、當時文名最も高かりし僧侶を擧げて、朱印及び外國往復の事を掌らしめたり、第一にその選に當りしは、豊光寺承兌にして、その死するに及び、圓光寺元佶をして之が後を繼がしめ、次で金地院崇傳をして之を補佐せしめたり、元佶の死後は、崇傳獨り事に當り、秀忠の代を経て、家光の代に至れり、

崇傳は、字は以心、一色紀伊守秀勝の子なり、永祿十二年に生れ、慶長十年、南禪寺に入り、金地院の住職となれり、慶長十三年、始めて家康に招かれて駿府に至り、同十五年より、駿府の金地新

院に居り、寺社の事務を執り、又外交文書を掌れり、家康薨じて後、江戸に移りて又重く用ひられ、寛永三年十月八日、圓照本光國師の號を賜はり、同十年一月二十日、江戸に於て歿せり、承兌は、字は西笑、天文十七年に生れ、天正十二年、相國寺の住職となり、十七年、紫衣の台帖を賜はる、文祿三年、秀吉伏見に大光明寺を建て、之を承兌に與へ、寺社の事を掌らしめ、又外國との往復に當らしめたり、家康亦深く之を信じ、依然寺社外交の事務を掌らしめ、鹿苑寺の住職となし、次で之が爲めに豊光寺を建立し、厚く之を遇せしが、慶長十二年十二月二十七日、京都に於て歿せり、

元佶は、字は閑室、又三要と號す、肥前國小城郡晴氣の千葉家の老臣野邊田傳之助の子なり、天文十七年に生れ、永祿年中に出

家し、後諸國を歴遊して足利に至り、足利學校の住職となれり、  
足利に在りし時、學問を以て始めて秀吉に識られ、後家康に重  
用せられたり、慶長五年、紫衣の台帖を賜はり、六年、伏見の圓光  
寺に入り、承兌の寂するに及び、寺社及び外交の事を掌れり、十  
四年駿府の圓光寺に移り、十七年五月二十日、同所に於て歿せ  
り、



異國日記抄



村上直次郎校註

慶長十三、戊申、七月十四日、於  
征夷大將軍秀忠尊公御前、讀呂宋黑船着岸之書、返翰可相調  
命也、  
鈞

其書云、

當國呂宋爲守護、從本國伊須波二屋、今夏令渡海候之處、先年  
之至、守護人、御貴殿御懇情之段、承知仕、大慶不斜候、於拙夫  
御同意可忝候、向後彌、爲可申談、黑船壹艘相渡候、即爲我等代

官御見舞爲可申上候、則船之儀者、關東へ可乗入之由、加飛丹申付候、雖然海路之儀候間、日域中者何所成共、風次第可入津之由申付候、彼加飛丹、同船中之者共、御馳走之儀奉仰候、將又貴國商船、毎年四艘而已、租渡候之様ニ被仰付候者、可目出候、貴國居住之ふらて、伴天是、又被加御哀憐候様奉仰候、少進物以目錄申上候、奉表寸志而已、恐惶謹言、

慶長十三年五月廿七日

朱印

どんろちりこて、  
びへいろ(自署)

進上

征夷將軍源秀忠

右之書、唐紙、高壹尺二寸計、横貳尺計ニ切テ、口五寸計明テ十二行、

年月日名壹行、當所壹行、以上十四行、此外進上ノ二字、一行ニ用歟、然則十五行也、

上包、唐紙、高壹尺七寸計、横壹尺二寸計ニ切、二ツニ折テ、書ヲ包テ、上下ヲ折返ス、

上書ニ、日本國征夷將軍源秀忠、如此書候也、

- (イ) ルソン島 Luzon なり、フィリピン諸島中、最大なる島にして、首府マニラはその西岸に在り、當時此名稱を諸島の總稱に兼用し、諸島の長官 Gobernador を呂宋太守と稱へたり、
- (ロ) イスパニヤ(西語 Espania) なり、
- (ハ) 前任の長官ドン、ペドロ、デ、アクニヤ Don Pedro de Acuña をシム、ドン、ペドロは、千六百二年五月マニラに着し、千六百六年六月二十四日同所に於て病死せり、その在任中、日本と往復せし書翰は、後に出でたり、
- (ニ) カピタン(葡語 Capitão) は船長なり、



(ホ) 始め、日本船のマニラに至るもの甚だ多く、その寄港中は船員と定住者とを合せて、日本人の同市に滞在するもの千を越え、屢々擾亂を起すことありしが故に、ドン・ペドロ着任後、船の数を六隻に限らんことを日本政府に交渉せしことあり、後に出す、千六百二年六月一日附、ドン・ペドロより家康に贈りし書を参照すべし、その後千六百六年と千六百七年と二回大に暴

舉したれば、此度又その数を減ぜんことを請へるなり、  
 (ヘ) フラテ(葡語 Trade)はアグスチノ、ドミニコ、フランシスコ諸門派の僧徒の通稱なり、伴天連は(葡語 Paulo) パードレ、父の義、右諸派の僧徒の中、正會員ともいふべき資格を備へたるものなり、準會員ともいふべき資格を有するものを、異留滿(葡語 Inimigo イルマン、兄弟の義)と稱す、

(ト) 赤き封臘を紙上に落し、その上に印を押したるなり、  
 (チ) ドン・ロドリゴ・デ・ベロー Don Rodrigo de Vivero y Yelaseo はドン・ペドロ・デ・ア  
 クニヤ死去の後、假攝フリップピン諸島長官に任ぜられ、千六百八年六月十五日、マニラに着せり、同年七月八日、ドン・ロドリゴがイスパニヤ國王に上りし書に、日本皇帝ニハ書ヲ贈リ、日本人暴舉ノ事ヲ報ジ、之ヲ罰センコト

ヲ求メ、又自今暴民ノ諸島ニ來ルコトヲ禁ジ、渡航者ハ商人ト、ソノ航海ニ必要ナル海員トニ限ランコトヲ請ヘリ、(大日本史料第十二篇之五、第七一八頁以下参照)とあり、本書を指せしならん、  
 (リ) 當時フリップピン諸島政廳に於ては、専ら唐紙を用ひたりと見え、本國政府に送りしイスパニヤ文の報告書類にも、之を用ひたるもの甚だ多し、

右返書、崇傳製之、

日本國征夷大將軍源秀忠、呈報

呂宋國主 麾下、

朶翰圭復披閱、抑黑船壹隻、海上無其煩、得順風、而不日到着于相州浦川津、至祝至泰、吾邦風俗、以直道爲心、若有不直者、則戒之刑之、以故市易相博、公平之外無他、莫勞思慮、先年之來船、亦海路風靜、而販着於本邦之示諭、珍々重々、自今以往、彌不可有

疎志商舶年々來往不絶、則自國他邦幸之又幸也、方物如目錄領納、厚惠不淺、次菲薄之土宜、具別幅贈進之、聊酬嘉貺、万乙者也、委悉付于加飛丹舌頭、心事東高閣焉、循時珍齋、

慶長<sup>(十三)</sup>戊申仲秋念四日、

右八月十八日、將軍様駿府へ御着御、依仰於駿城清書仕也、料紙ハ大高、別幅も大高也、上包モ大高、一ツニ折テ包之、無上書與別幅一ツニ包ム也、

別幅

一 鎧 五領

一 長刀 五柄

右

右大高ニ書之、立也、



秀 忠 書 像

(イ) 浦川津は、今の相州の浦河なり、もとウラガハといひしことは、歐文の書類に 'Urugava' (西) 'Oruggaw' (英) 'Wormgouw' (蘭) としたるにても明なり。

(ロ) 大高檀紙なり、檀紙は古へ檀にて製せり、今は楮なり、厚くして白く、面に細かさ皺文あり、皺の細粗と紙の大小とに因りて、大高、小高の別あり、(言海)

捧 前將軍家康尊公書云、

本國伊須波二屋之帝王、當國呂宋爲守護、拙夫被仰付、今度致渡海候、然は前々於守護人、御懇意之段、令承知候、到我等、無御異儀候様可恭候、縱雖隔雲山萬里候、心中者非其儀候、彌々可申談候、次又拙夫此國參着之砌、當所數年逗留之日本人徒者共候而、所之騷罷成候之間、當年者壹人も不相殘、歸國之義申付候、雖然每年渡海之商客、何も無疎意人等候之間、致馳走候、向後別儀有間敷候、如例年、今年も黒船差渡候、則到關東

可乗入之旨、安子申付候、併海路不任雅意候へハ、日域中者皆  
以御國之儀候之間、何所へ成共、風次第可入津之由申付候、此  
加飛丹、同船中之者共、御馳走奉仰候、兼又貴國居住之ふらて  
之儀、如前々被加御哀憐候様、是又奉仰候、少進物以目錄申上  
候、奉表寸志而已、恐惶敬白、

慶長拾三年五月廿七日

鈍ろちりこて

朱印

びへいろ 判也(自署)

謹上

日本國御主、太御所様、

右之書、料紙書様以下、捧當將軍秀忠公模様同前也、

(イ) 千六百七年、マニラ在留の日本人、第二回の暴擧をなせり、當時假りに諸島の政治を掌りし高等法院之を鎮壓し、ドン、ロドリゴ着任の際には、判官ド

クトル、デラ、ベガ Dr. de la Vega に委任して、日本人を國外に去らしめつゝ、ありき、ドン、ロドリゴが、其處置を是認し、之を遂行せしめたることは、千六百八年七月八日のドン、ロドリゴの報告書に見えたり(大日本史料第十二篇之五、第七一八頁以下參看)

(ロ) 按針即ち航海士なり、千六百三年長崎版の和葡字書に基つきたる、千八百六十八年佛人ばぜー Père Léon Pages 編の和佛字書にも、アンジンを譯して *phios* となせり、

右之返書、圓光和尚被製之、

日本國 源家康、報章

呂宋國太守 足下、

芳書落手、卷舒圭復、如書面、從伊須波二屋、爲呂宋國守護渡海、珍重至祝、如前々不可有疎意、然而今歲被着船於相州浦川津、欣悅不淺、抑如貴國者、上下安寧、人民相親、諸邦懷其惠者也、本

邦亦正法度、國故無惡逆賊徒、雖然本邦者、於其地致無道者、悉可被誅戮也、次渡海加飛丹、船中者、心安申付也、貴邦方物、如目錄納受、厚意難報、又吾邦信物、雖爲薄物、以別紙獻之、遺餘期後音、不備、

慶長十三、戊申、八月六日、  
御朱印

此書ハ大鷹也、立ニ一枚ニ書シテ、卷テ大高一枚ニテ包ミ、上下ヲ折返シテ、無<sup>外</sup>上書也、音信<sup>外</sup>ノ別紙<sup>外</sup>ヲモ一ツニ包ム也、別紙ハ、鳥子一枚也、立也、

別紙

一大刀 貳柄

一具足 共六具 貳領

右

如此學校筆也、

- (イ) 圓光寺元信なり、その略傳は緒論に載せたり、參看すべし、
- (ロ) 大高に同じ、第七頁ロの註を參看すべし、
- (ハ) 圓光寺元信は、もと足利學校の住持たりしが故に、此稱あり、

呂宋へ、日本ノ商人渡海シテ、依惡逆、被遣候 御制  
札、其詞云、

近年、到其國日本人、作惡逆輩者、如呂宋法度、可被致成敗也、於日本無隔心、任此印札、可被申付也、仍狀如件、

慶長十三年、戊申、八月六日、  
御印

呂宋國太守 足下、

右大高也、立ニ書之、

御右筆書之、

(イ) 堺の本受寺に、この書の寫あり書出しを、日本國源家康、呂宋國太守足下とし、也を候とし、日附を孟秋日としたる外は、異りたるところなし、

慶長十三、申八月廿三日、於駿付西丸、本多佐渡守、正信、呂宋へ被遣書札、被頼候間、令同心相調遣之、

貴國之商船之使加飛丹、抽精誠、凌漫々海路、着津於相州浦川、即日適來于予弊廬、忽遂拜迎、以口陳之趣、聞

吾大樹將軍、貴使賀禮、尊劄奏達、特珍奇之方物、吾將所見嘉領也、於是整得回翰、渡與船使、且副以卑牘、日域風土、庶民貞直、諸商順利、船使攸被見聞、無遺餘可達

尊聽、如予亦無向背之義、可令來意吐露、莫怪、彌修隣交、而商

船往來者、何幸如焉、餘蘊期後、信之時、拋下禿穎了、誠恐々々、謹白、

慶長十三、戊申、九月初五日、(中略) 本多佐渡守正信印

欽呈

呂宋國太守閣下、○傍註は、本受寺文書に據る、

右清書ハ間ニ合鳥子、兩方ヲ少ソロヘテ、口奥を來ニ紙シテ書之、上包ハ常ノ鳥子、ニ折テ立ニ卷、上下ヲ折返シ、上書ハ、

欽呈 呂宋國太守閣下、本多佐渡守正信、上書如此、

右、八月廿五日ニ渡之於佐州也、

(イ) 正信は天文七年に生れ、幼より家康に仕へしが、永祿六年、一向宗徒の一揆に加はり、翌年鎮定後、國外に奔れり、天正十年、家康其罪を赦して之を用ひ、秩祿を舊に復せり、天正十四年五月、從五位下佐渡守に叙任せられ、後秀忠の執政となれり、元和二年六月七日、江戸に於て歿せり、

- (ロ) この書の本書は、堺の本受寺に現存せり、正信の名の下に黒印あり、
- (ハ) 常の鳥の子は、長さ三尺に二枚なるを、別に長く漉きて半間の間に合ふやうに作れるものなり、(言海)
- (ニ) 禮紙なり、敬意を表する爲め、古は書狀の上に白紙を重ね、之を禮紙といへり、後には書狀を認むるに當り、その紙に餘白を存することを、禮紙すといふに至れり、

慶長十四年七月七日、駿府御本丸へ、圓光寺同道して出仕候處ニ、本上州<sup>イ</sup>後<sup>ロ</sup>庄左被仰渡候ハ、呂宋ヨリ類<sup>ハ</sup>主來書札上申候、假名ニ平文言ニテ候ヲ御失却候、大方之心得ハ、先年御制札被下恭候、黒船關東へ可相渡候、ふらて、伴天連被加御憐愍候様ニナト、ノ文言ニ候、呂宋ノ守護、先年ニ替、永々居住候由申來、其返書調候様ニと被仰候、則相調候、文言如何ニモ平話ニ耳近様ニと、仰ニ候、與圓光寺相談、傳書之、

日本國 源家康 報章

呂宋國主 麾下

來書披見、忻然、抑本邦之人等、於 貴域行非法之旨、就達聞、制書相渡之處、被任其趣、平均安靜尤可然、 貴國守護相替舊年、永可有逗留段、珍重、如例年、黒船至關東、可被相渡由、其節委曲、可承知、次居住之伴天連、聊不可有疎意、猶期後音時者也、

慶長己酉、孟秋七、莫

御朱印

右大高ニ書之、上包ハ大高ヲ横折ニシテ包之、上下ヲ折返ス、上ニ書付無之、

但御朱印ハ、七月廿一日ニ、以下數通、一度ニ被押候也、



(イ) 本多上野介正純なり、正純は佐渡守正信の長子なり、永祿八年に生る、十九歳にして家康に仕へ、寵を得て重く用ひられたり、慶長六年五月十一日、從五位下上野介に叙任せられ、家康駿府に移るに及び、執事となれり、家康薨じて後、元和二年江戸に移り、執政に任ぜられたり、元和五年、十五萬石の采地を賜り、宇都宮城に移りしが、元和八年十月一日、罪を獲て出羽國由利に謫せられ、寛永十四年三月十日、同國横手に於て歿せり、

(ロ) 後藤庄三郎光次なり、光次は元龜二年に生る、文祿二年、聚樂に於て始めて家康に識られ、終に伴はれて關東に至り、側御用を勤めたり、後金銀改役となりて、造幣及び出納の事を掌れり、家康薨じて後、江戸に移り、又鑄貨の事に當れり、寛永二年七月二十四日歿せり、

(ハ) ルイス Luis は、西宗眞の基督教名なり、宗眞は大村の人にして、ルソン島に通商し、朱印帳にもその名度々見えたり、慶長十二年、駿府に至り、家康の問に應じて、諸島の事情を述べ、その獎勵により、依然ルソン貿易に従事せり、元和六年、堺に移住せり、同所の本受寺に、正保元年に、同人の作りし由緒書及び幕府が同人に興へし朱印數通を藏せり、大日本史料第十二篇之四第

九六四頁以下參看、

(慶長十四年七月)

一同十一日頃、於 御本丸、本上州被仰候ハ、チランダヨリ御書ヲ上候、彼國ノ文字ニテ分不見候、通事ニ假名ニノベサセラレ候、以來船ヲ渡可申候間、湊ヲモ被下、往來仕候様ニトノ義ニ候、印子ノ盃二、絲三百五十斤、ナマリ三千斤、象牙二本上候、此返書認、下書上可申由也、圓光寺御書候、此書ハ少文體可然様ニト仰ニ候、

日本國主 源家康、復章

阿蘭陀國主 殿下、

遠傳 信書披而見之、則近如對高顏、殊投贈四種之方物、歡悅有餘、抑從 貴邦遣異域兵船、大將裨將許多軍衆之内、到着本

々 往來 何有異 哉於陋 國正無 道令歸 有道也 依之渡 海商客 安居必 矣貴 邦眞如

sij soo vrij mogen comen als oft sij in Uwe Maiesteijt havenen ende lant selfs quamen. Ende continueerende op mijn lant te negotieren sall onse begonnen vrientschap ende confederatie van tusschen mij ende mijne ondersaten van mijnentwege niet verminderen, maer accresseeren ende vermeerderen. Ick ben ten deele beschaemt Uwe Majesteijt, wiens naem ende renome duer sijne mannelicke daden door die geheele weerelt vermaert is, Uwe ondersaten van soo verre landen in sulck onbequaem landt als dit is mij doet versoeken, ende sijne vrientschap presenteeren, 't welke niet en meriteere, derhalven in consideratie nemende 't selfde door affectie onvat geschieden hebbe niet connen naerlaten Uwe Maiesteijt ondersaten vruendelijck te ontfanghen ende haer versoek te consenteeren, waer desen tot een affirmatie sall dienen, datse in alle plaatsen, landen ende eijlanden onder mijn gebiet gelegen moghen havenen, traffiqueren ende hujsen bouwen tot haren handel ende coopmanschap nut ende dienstich, alwaer sij onverhindert mogen handelen ende traffiqueren naer haer belieften, soo nu als in toecomende tijden, sonder dat haer ijsmandt hinderlijck sall wesen ende te beschermen ende voor te staen als mijn eijghen ondersaten. Beloove oock de personen die ick verstaen alhier sullen gelaten werden nu ende altijt voor recommandeert te houden, ende in alles tot haren faueur te sijn, daervuijt Uwe Maiesteijt sall bevinden wij vrienden ende gebauren sijn.

Die voordere redenen met Uwe Maiesteijt dienaers gehndt, die hier te lange souden vallen te verhalen, ben mij aen haer refererende.

邦 松浦 津 殊與 陋 邦 可 有 和 睦 堅 盟 予 所 希 也 兩 國 同 志 則 縱 雖 隔 千 萬 里 之 海 陸 年

Ick Keijser ende Coninck van Japan =  
wensche den Coninck van Hollant, die mij vuijt soo verre landen comt besoecken, mijne groete.

Verblijde mij seer int schrijven ende aanbieden Uwer Maiesteijt vrientschap tot mijwaerts, wenshende onse landen malsanderen naeder waeren, op dat wij onse begonnen vrientschap mochten onderhouden ende vermeereren duer Uwe Maiesteijt presentie, die ick imaginere innerlicken te sien naerdemacl Uwe Maiesteijt onbekent ben, ende Uwe affectie t'mijwaerts streckt, duer Uwe libemheit mij vereerende met Uwe giften, die mij onnodich waren, doch om Uwes naems wille ontfange ende grooter exstime houde.

Te meer siende die Hollantsche natie, Uwer Maiesteijt ondersaten, met hare schepen in mijn lant, 't welck gering ende cleijn is, soecken te handelen ende met mijne ondersaten te traffiqueren ende negotieren, dan wensche sij ontrent mijne residentie gehavent ofte gearriveert waren om haer persoonelijcken behulpich ende avanselijck te sijn, 't welck nu om de ongelegentheit des lants niet en can geschieden, dan sall daerom niet naelaeten, gelick oock alreede geschiet is, goede sorge voor haer te draghen ende alle gouverneuren ende mijne ondersaten te communiceren, die selve in wat plactse ende havens in eenige quartieren van mijn lant dat sij commen, alle faueur ende vrientschap soo aen haer personen, schepen ende coopmanschappen, waervoor Uwe Maiesteij oft sijne ondersaten ter contrarie niet en hebt te vreesen, want

路數人、遺置本邦、可被立館舍之地、着船之港、任貴國意、分與之、  
自今以往、彌可修隣交者也、餘事付在船主舌頭、惟時秋天、殘暑  
尤甚而已、自齋不備、

慶長十四、龍集己酉、孟秋二十五、莫、

御朱印

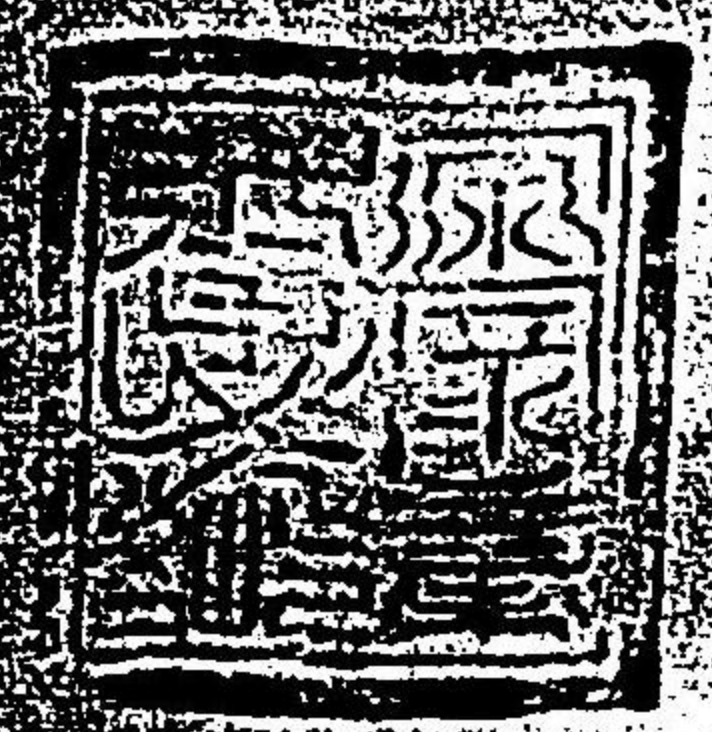
右圓光寺清書、間ニ合鳥子、下繪アリ、上包ハ可漏鳥子、上ノ真中ニ  
テノリ付ニシテ、封ノ字三處ニ書、

御朱印ハ、七月二十一日ニ被押候也、

一同十七日、於御本丸、本上州被仰渡候ハ、おらんだへ、日本ノ文體  
ニテ、御朱印可被遺、文言調、御右筆へ可申渡由也、則一紙ニ此一ッ

松... 浦... 白... 柳...

廣...



印 朱 航 渡

書給候

ばチ

名字

一ぢやくす くるうんべいけ

名也

じやはん

一ふるんす ひつゝる

一あふらはむ はんてんぶつく

一きらあすへいけ

右此四人へ當テ所候て、同シ文言ニテ、四通調させ候へと、上州御申候也、

おらんカだ船、日本へ渡海之時、何之津に雖爲着岸、不可有異儀候、向後守此旨、可被往來、聊疎意有間敷候也、仍如件、

慶長十四年七月廿五日

御朱印

三

ちやくす、くるうんべいけ

右大高ニ書之、御右筆庄九左衛門書之、四通也、同シ文言にて、あて所は、ふらんす、ひつゝる、あふらはむ、はんてん、ぶろく、きらあす、へいけ、四通也、上包ハ大高、二ツニ折テ包、上下ヲ折返ス、

(1) オランダに於ては、千六百二年三月、在來の諸貿易會社合併して聯合東インド商會 *Vereenigde Oost-Indische Compagnie* を組織せし頃より、日本と通商することを望めり、千六百五年五月、オランダを發して東洋に向ひし艦隊の司令官 *コルネリス・マテリオン Cornelis Matelief de Jonge* は、千六百六年八月、シンガポール附近に於て、是より先き、千六百四年四月、豊後に漂着せし、リフデ號 *de Liefde* の船長 *クワケル・ナック Jacob Quackernack* が、日本政府の與へし朱印を携へて來りしに會し、日本通商の意を堅くせり、翌年九月、マカオの近海に於て平戸の船に會せし時、不日平戸に至るべき旨を領主

に傳へんことを請ひしが、事情ありて其意を果さず、直に本國に歸航せり、千六百八年二月、バタニのオランダ商館長 *スプリンケル Victor Sprinckel* は、書を家康に呈して、右來航遅延の理由を述べたり、(大日本史料第十二篇之四、第四三七頁以下、并に同第十二篇之六、第四八八頁以下參看) 千六百八年春、オランダ、イスパニヤ兩國の間に、東洋貿易に付ては、現狀を維持するを條件として、十二ヶ年の休戰條約を結ばんとする談判、大に進行せしを見て、東インド商會本社は、同年四月、報知船 *フリーデ、ホープ號 Goede Hoop* を發して、右條約締結前に、通商區域を成るべく擴むべきことを、東洋に在りし艦隊の司令官に命ぜり、時の司令官は、千六百七年十二月、十三隻の船を率ひてオランダを發せし、*ピーテル、ウイルレムスゾーン、フェルブーン、ピエー、ウィレンズオン Verhoeren* なりしが、*シ・ホル Johor* より *バンタン Bantam* に航海する途中、千六百九年二月十一日、右報知船に出會し、同月十九日、艦隊評議會を開き、*シ・ホル* に留めし *ローデ、レーウ、メット、バイレン號 de Roode Leeuw met Pijlen* (箭を把みたる赤獅子) 及び *フリフー、ン號 de Griffioen* (麒麟) に命じて、直に同地を發し、北航して、同年六月末、マカオ

三三

より日本に航海せんとするポルトガル船を捕獲せしめ、若し之を逸せば、進みて日本に至り、通商を求めしむることに決せり。右兩船は、五月四日、此命に接し、同月十日、出帆し、パタニ(Patani)に寄航し、生絲及び胡椒若干を積込みて、マカオに至りしが、葡船既に出帆せしを見て、臺灣海峡に急航して、之を待ち受けたり。然るに、葡船は豫じめ之を探知し、定期に先ちて出帆し、支那の海岸に沿ひて航海し、風雨に乗じて逃れしが故に、兩船は訓令に従ひ、日本に向ひて進航し、七月一日(慶長十四年五月三十日)長崎港外に着し、水先案内を雇ひて、同夜平戸に入港せり。平戸の領主は、豫てオランダ貿易を招致せんと欲し、が故に、大に幹旋し、長崎奉行と交渉を経たる上、商人頭アブラハム・ファン・デン・ブルーク(Abraham van den Broeck)、ニコラス・ホイク(Nicolas Puijck)及び二人の商人補に、千六百年來日本に在りし蘭人メルヒヨール・ファン・サントフォールト(Melchior van Santvoort)を通譯として添へ、駿府に至らしめたり。一行は通商の許可を得、朱印并に、家康のオランダ國主に贈る書を携へて、九月十三日、平戸に歸着せり。次て船員の大評議會を開きて、平戸に商館を置き、ジャック・メバックス(Jacques Speck)を長とし、館員三名、

小使一名、并に通譯一名を置くこと、なせり。通譯は千六百年以來日本に留りしヤン・ユーサインスゾーン(Jan Consijnsoon)といふ、もと蘭船の下士たりしものなり。右用務を終りし後、兩船は、十月三日、出帆してバンタンに向へり。(大日本史料第十二篇之六、第四五一頁以下參看)

(ロ) アムステルダムの東インド商會本社より、東洋艦隊司令官に送りし前記訓令書中に、條約ヲ締結スベキ王侯ニ宛テタル、公爵閣下親署、ポルトガル文ノ書狀數通ヲ、本書ト共ニ送ル、適當ナル贈物ト共ニ、之ヲ右王侯ニ呈セラルベシとあり、本條の書も、右の内の一なるべし。司令官が之を、フリーデ、ホーブ號の搭載し來りし他の書狀と共に、ジヨホルに送りしことは、千六百年十月八日附ファン、ラーイ、日本渡航始末に見えたり。(大日本史料第十二篇之六、第四五七頁參看)

(ハ) 印子は純金なり、ハーグ市の國立文書館に藏する、千六百九年七月七日、平戸港に於て開きし、オランダ船員評議會の決議録に、精撰生絲二箱、重量三ピコル半(一ピコルは百斤なり)、鉛百三十本、及び黄金の Copp 二箇、代金二百四十グルデン、十二ストイフェル、八ペンニングを、日本の大王に獻ずる

to give in charge to all my Governours and Subjects, that in what places and Havens in what part soever they shall arrive, they shall shew them all favour and friendship to their Persons, Ships and Merchandize: wherein your Majestie or your Subjects need not to doubt or feare aught to the contrarie. For they may come as freely as if they came into your Majesties owne Havens and Countries; and so may remayne in my Countrey to trade. And the friendship begunne betwixt mee and my Subjects with you shall never bee impayred on my behalfe, but augmented and increased.

I am partly ashamed that your Majestie (whose Name and Renowne through your valorous Deeds is spread throughout the whole World) should cause your Subjects to come from so farre Countries into a Countrey so unfitting as this is, to visit me, and to offer unto me such friendships as I have not deserved. But considering that your affection hath bene the cause thereof I could not but friendly entertayne your Subjects, and yeeld to their requests: whereof this shall serve for a testimonie, That they in all places, Countries, and Ilands under mine obedience may trade and traffique, and build Houses serviceable and needfull for their Trade and Merchandizes, where they may trade without any hinderance, at their pleasure aswell in time to come as for the present, so that no man shall do them any Wrong: And I will maintayn and defend them, as mine owne Subjects.

I promise likewise, that the persons which I understand shall bee left heere, shall now and at all times be held as recommended unto me, and in all things to favour them, whereby your Majestie shall find us as your Friends and Neighbours.

For other matters passed betwixt me and your Majesties Servants, which would bee too long heere to repeat, I referre ylfme unto them.

I Emperour and King of Japan, wish to the King of Holland, who hath sent from so farre Countries to visit me, greeting.

I rejoyce greatly in your writing and sending unto me, and wish that our Countries were neerer the one to the other, whereby wee might continue and increase the friendship begunne betwixt us through your Majesties presence, whom I imagine in conceit to see, in respect I am unknowne unto your Majestie, and that your love toward me is manifested through your liberalitie in honouring mee with foure Presents, whereof though I had no need, yet comming in your name I received them in great worth, and hold them in good esteeme.

And further, whereas the Hollanders your Majesties Subjects desire to trade with their shipping in my Countrey, which is of little value and small, and to traffique with my Subjects, and desire to have their abiding neere unto my Court, whereby in person I might helpe and assist them; which cannot bee as now through the inconveniencie of the Countrey: yet notwithstanding I will not neglect, as already I have bene, to be carefull of them, and

(二) ことに決せし由を載せたり(大日本史料第十二篇之六第四六六頁參看)  
これは家康の書翰の、オランダ語譯文と稱するものにして、ハーグ市の國立文書館に藏する關係文書中に在り、原文に比すれば、修飾多く、年月日も缺けたりと雖も、當時の譯なるは疑ふべからず之に基つきて作りたる英語譯文の、パーチェーヌ廻國記(Samuel Purchas, His pilgrimes, or relations of the World, London, 1613)に載せたるものを參考の爲め、左に掲ぐ。



二八  
バゼー著、日本基督教史附録第二十に、英譯文を、更に佛語に譯せしものを載せたり、

(ホ) 平戸港をいふ、

(ヘ) シンニヨロは、葡語セニヨル *Senior* 即ち君、又は主人の意にして、當時西洋の商人の稱に用ひたり、

(ト) 加籠に同じ、封筒なり、

(チ) バタニ *Batani* ならん、オランダ人は、千六百一年、同地に商館を設置せり、  
(リ) ヤコブ、フルーネウエーヘン *Jacob Gronewegen* なり、ヤコブは、佛語風にジャック *Jacques* とし、又當時葡語行はれしが故に、其讀方に従ひ、*g* を堅く讀み、フルーネウエーヘンを、グルーネウエーゲンとし、更に平たくしてクルウンベイグとなし、なり、同人は、日本派遣船の屬せしフェルフーフエン艦隊のデルフト號 *de Delft* の商人頭にして、艦隊評議會の議員たりし人なり、千六百九年五月二十二日、バンダ島に於て、艦隊司令官外數十人と共に、土人の詭計に陥りて殺されしが、日本派遣船は、是より先き出帆せしが故に此事を知らず、同人の名義にて朱印を請求せしなり、オランダの學者中、右ク

ルウンベイグはジャック、コルネリスゾーン、スベックスなりとの説をなししものあれども、フルーネウエーヘンなることは争ふべからず、日本に來らざるものにも朱印を與へしことは、フランソア、ウイッテルトの名義にて、之を授けしにても明なり、

(ヌ) ジャバ *Java* ならん、オランダ人は該島のバンタンを艦隊の根據地となせり、

(ル) フェルフーフエン艦隊の副司令官フランソア、ウイッテルト *François Willem* たり、同人宛の朱印は、本日記慶長十七年十月八日の條に載せたり、

(オ) ローデ、レーウ、メット、バイレン號の商人頭にして、駿府に出張せし委員の一人なる、アブラハム、ファン、デン、ブルーク *Abraham van den Broeck* なり、同人は始め、シホルのオランダ商館長たりしが、千六百九年二月、右船の商人頭となりて、終に日本に渡り、日本を去りて後、バタニ、バンタンを経て、千六百十年七月二十日、オランダに着し、八月二日、東インド商會の本社の重役會議に臨みて、日本貿易開始の頭末を報告し、次で日本に派遣すべき船の積荷を撰定する委員に擧げられたり、

(ワ) フリフーン號の商人頭にして、ファン、デン、ブルークと共に駿府に至りし、ニコラース、ポイク *Nicolaes Puijk* なり、ニコラースは、略してクラーヌ *Klaes* とするが故に、キラーヌとせしならん、發音と假名書の便とを圖りて、外國人の名の讀み方を變へしは、當時屢々見る所なり。

(カ) 此朱印は、現にハーグ市の國立文書館に藏せり、用紙は大高にして、文言は本文と少しく相違せり、(大日本史料第十二篇之六、第四五四頁の寫真版參看) 何時の頃よりか、本文書に左の如く認めたる張紙を附せり、

*Passe ofte gossingh door den Japansen Keijser Ongosio Samma, ten tijde de E. Jacobus Speex, wegens de Generale Vereenichde Oost-Indische Compaigunie's Nederlands comptoir in Firando stabileerde, voor gemelde Compaigunie, omme hunnen handel allerwegen in sijn rijk te drijven, verleent int' Jaer 1611.*

千六百十一年、ヤコブス、スベックス君が、オランダ聯合東インド商會の商館を、平戸に設置せし時、日本皇帝大御所様より請ひ受けし、國內何處に於ても貿易を行ふ爲めの御朱印

又ケンベルの日本史にも、この模寫を掲げ、千六百十一年ニ皇帝大御所様

ヨリ、ちらんだ人ニ授ケラレシ特權狀と記しあり、然れども慶長十四年は千六百九年に當れり、何れも、此朱印と、千六百十一年スベックスに與へし二通の朱印とを混同せしものなり、オランダ商館が、幕府の命によりて、平戸より長崎に移されし後、東インド商會は、家康時代の朱印を示し、舊時の特權を回復せんと欲し、百方搜索せし後、會社の古書類中に之を發見せり、而して千六百四十一年八月二日、總督アントニオ、ファン、デーメン *Antonio van Diemen* は、其書に添へて、之を日本商館長マキシミリヤン、ル、メール *Maximilian le Maire* に送り、長崎奉行并に平戸の領主に呈し、ジャック、スベックス彙に之を上官に示す爲め、本國に携へ歸りしが、此度日本に於てオランダ人の待遇悪しくなりし由、本國に聞えしにより、之を送り來りし趣を告げ、會社の權利回復を圖るべきことを訓令せり、ル、メールは、同年十一月に之を領收せしが、右の運動は其効を奏せず、朱印は再びオランダ人に還付せられしと見え、爾來長崎の商館に保存せられたり、長崎商館長ドーフ *Hendrik Doeff* は、前記張紙に、千八百十三年、古書類ヲ檢閲セシ際、此朱印ハ慶長十六年七月廿五日、即チ千六百九年九月、權現様ヨリ、じやく、よる、

ねうえーへんトイフモノニ授ケラレシコトヲ發見セリ、如何ニシテ、此名ヲじやつくすべつくすと同一ナリトスベキカハ、思ヒ當ラズ、と記入せり、但し慶長十六年は十四年の誤なり、

一廿日<sup>(七月)</sup>晚、學校へ上州ヨリ使者アリ、天川<sup>イ</sup>に御朱印被遣候、日本人天川へ參候事、迷惑申候、可有御停止之御朱印也、文言双談申、御右筆へ申渡ス、

日本人、天川津に寄船候ニ付テ、其處迷惑之由尤ニ候、於其儀者、堅令停止了、若於背此旨者、如其地法度、可致成敗者也、  
慶長十四年七月廿五日

御朱印

天川湊年寄中

右、御右筆九左衛門書之、  
右七通、何モ七月廿一日、一度ニ御朱印押候也、

(イ) マカオ Macao なり清國にては之を澳門と稱す、もと亞媽港 Amacao といひしが故に、我國にては天川と稱へたり、港口に媽祖宮あり、航海を保護する女神を祭れり、亞媽の港といふは、之によりてなるべし、往時ポルトガルにて、此市を、支那の神の名の市 a cidade do nome de Deos da China と稱せしも、亦之に基づきしならん、  
是歲來着せしポルトガル船は、オランダ人の捕獲せんとせしものなり、第一四頁參看、マカオにては、マラツカよりの通知により、早くオランダ人の計畫を知り、船は豫定の期に先ちて出帆し、支那の海岸に沿ひ、迂廻の航路を取りし爲め、幸に蘭船の監視を免かれて、長崎に入港せり、當代記に慶長十四年六月九日、黒船并小黒船二艘、九州至長崎、當月朔日着船由、今日京都披露とあり、千六百十年十月八日附、ヘンリック、ファン、ライの書に、葡船のマカオ出帆は五月十日、長崎入港は、蘭船の長崎着の二日前なりしとあり、蘭

船の着港は、西洋曆の七月一日即ち我が五月三十日なれば、葡船の入港は五月二十八日なるべし、兎に角六月朔日に三隻共着せりとせしは誤なれども、黒船は葡船にして、小黒船はオランダ船ならん、葡船はマドレデ、デウス *Madre de Deos* と云ひ、船長はアンドレ、ペッサウ *Andre Pessou* なりき、黒船燻沈記に船の圖を掲げ、その大サ、縦四十八尋、横十八尋、高九尋、但潮上、橋四十八尋、帆、綿布、但燻、發貢員數三十六位有、但取柁十八位構之、面柁十八位構之、とすへり。

(ロ) マカオに於て、日本人の來ることを迷惑に感ぜしは、一には日本人自ら支那貿易を營むに至らば、ポルトガル人の利益を減すべきことを恐れしが爲めなれども、此請求の近因となりしは、有馬晴信の船が、占城航海の途次、風波の難を避けてマカオに寄港せし際、船員と市人との間に衝突を生じ、雙方死傷ありしことなり、(大日本史料第十二篇之六、第七九八頁以下參看) 右の事件の起りしを、舊記には、或は慶長十年とし、或は十四年とし、一致せざれども、家康が伽羅の上品を購はんが爲め、有馬晴信に命じて、船を占城に遣し、時の事なりとするは、諸書皆同じ、慶長十一年、家康明人林三官に

朱印を與へ、占城王に贈る書及び贈物を托して、伽羅を求めしめしが、林三官は海寇の難に罹りて死せしが故に、翌年十月、更に有馬晴信に前年の朱印を與へ、書及び贈物を托せし事、異國近年御書草案、及び異國御朱印帳の占城の部に見えたり、因つて有馬家の船のマカオに至りしは、慶長十二年の末、又は十三年の初め、往航の際にあらざれば、同年夏秋の交、歸航の際なるべし、當代記の慶長十四年十二月九日の條に、去年九州長崎之有馬修理、被官共遣明朝アマ川へ爲商渡海處云々、とあるによりて、慶長十三年なりと斷ずべし、藤原有馬世譜に、十四年の事と爲すは誤ならん、(大日本史料第十二篇之六、第七九八頁以下參看) マカオに於ては右の如き事件再び生ずることあらば、終に日本貿易に影響すべきことを慮り、禍根を斷たんと欲して此請求をなし、ならん。

(ハ) マカオ市の上級吏員なり、

(ニ) 前出のルソン國主、及びオランダ國主に贈る書と、オランダ人に與へし朱印四通と、本朱印となり、

一慶長十四、十月二日、松浦へ着候呂宋船頭共、御本丸へ御禮ニ上候、學校拙老、御前伺候申候也、

一同十月六日、御本丸にて上州被仰渡候ハ、呂宋ヨリ書札上候、其本文ハみへず候、進上候物目錄如此ニ候間、分別して御返書調候へとの旨ニ候、

呂宋屋形ヨリ、御所様へ進物之覺、

呂宋屋形ノ名ハどん、じゅあんで、しるば

- 一 きんらん 三端
- 一 志ゆす 七端
- 一 志ゆちん 三端
- 一 らしや 二端
- 一 どんす 五たん

一ふたう酒つほ 二ツ

以上

此覺書上州ヨリ請取、則圓光寺ト相談、御廣敷にて即席ニ御返書調候、

日本國 源家康 回章

呂宋國太守 麾下、

芳翰飛來、被閱珍重、抑爲

貴國之守護渡海、政化平安、而如例年被投數般方物、雖不及閑談、如對 容顏、誠作四海一家思者、交情不淺、彌不可有疎意也、餘付船主舌頭、不宣、

慶長十四、己酉、十月六日、

御朱印

右傳書之大高ニ、上包ハ大高ナニツニ折テ、上書無之、

同又

法度共ノ御朱印被遣之、文言ハ、

一呂宋船のひすはんやへ渡海之時分、逢逆風着何之湊共、相違有間敷者也、仍如件、

慶長十四己酉十月六日、

御朱印

せれら、しゆあん、あすけら、

せんとうの名也、加様成名三人、別々ニ御朱印拜領申候、文言ハ同前、

是ハ御右筆庄九左衛門書之、

大高也、上包アリ、

是ハ御右筆庄九左衛門書之、

(イ) 千五百八十四年、マニラよりマカオへ渡航する船針路を誤りて支那の沿岸を彷徨せし後、平戸に入港せしことあり、松浦法印は、此機会を利用し、ルソンの長官に書を贈り、イスパニヤ船を遣し、又宣教師を派遣せんことを求めたり、千六百十三年のオランダの文書に、平戸をイスパニヤの港 *Spaensche haven* と稱せしは、イスパニヤの船が、平戸の領主の招きに應じて、時々來航せしに由れるか、尙ほ考ふべし、

千六百十年七月十六日、ルソンの長官ドン・フワン・デ・シルバがイスパニヤ國王に上りし書に、臣ノ命ニヨリ、陛下ノ船ノ長トナリ、日本ノ王に謁見セシガ爲メ、彼地ニ至りしかびたん、ふあんばぶちすたて、もりな *Capitan Juan Baptistu de Molina*、及ビ宣教師等ノ反對セシニ拘ハラズ、(中略) 國內ニケ所ニ、商館ヲ設置スルコトヲあらんた人ニ許シタリ、とあり、本條のルソンの船頭は、同人なるべし、

(ロ) ドン・フワン・デ・シルバ *Don Juan de Silva* は、千六百九年四月、マニラに着し、ドン・ロドリゴ・デ・ベヒーロに代りて、フィリッピン諸島の長官、兼軍隊總指揮官、兼高等法院長となり、千六百十六年四月十九日、任地に於て死せり、

(ハ) 慶長十四年九月五日(ドン、ロドリゴ)の報告に、千六百九年九月三十日とあり、ブラムゼンの對曆によれば、我が九月三日に當れり、上總國夷隅郡岩和田の海岸に於て、イスパニヤ船一隻難破せり、同船はサンフランシスコ San Francisco と云ひ、約千噸の大船なりしが、ルソン島より新イスパニヤに航行する途中、暴風に遭ひ、大に破損したれば、避難の爲めに、針路を日本に轉ぜり、然るに當時の海圖不完全なりし爲め、既に日本の海岸に來りしことを知らず、日本の北の洋中に在りと思ひ居りしに、突然岩和田の海岸の岩礁に乗り上げたれば、船は破壊し、船員中數十名の溺死者を生じ、生存者も僅に身を以て逃るゝを得たり、乗員中に前フリッピン諸島長官ドン、ロドリゴあり、江戸及び駿府に至り、秀忠、家康に謁見し、後家康の望みに任せ、船員を率ゐて家康の船に乗り組み、日本の商人田中勝介等數名を便乗せしめ、慶長十五年六月十三日、浦賀を發してメキシコに向ひ、同年九月十一日下カリフォルニアに着せり、右の船は是より先き、慶長五年に豊後に漂着し、爾來日本に滞在せし、ウィリアム、アダムス William Adams に命じて家康が造らしめしものにして、噸數百二十噸なりき。

フワン、エスケラ Juan Isquerra は、右サンフランシスコ號の司令官なり、せれらはゼネラル general なり、慶長年録に、

今度上總國令着岸船中、水主楫取不殘、彼加比丹任下知、呂宋へ相具可有渡海候、若於難澁者、可及言上候、恐々謹言、

慶長六、十月六日、

本多佐渡守正信印

世述郎、壽安、惠須氣羅

とあり、慶長六年は十四年の誤にて、右サンフランシスコ號難破の後、本條の文書と同時に發せしものなるべし、加比丹はフワン、セビコス Juan Cevicos と稱し、翌年三月末、長崎よりマニラに向けて出帆せしこと、その著書に見えたり、(大日本史料第十二篇の六、第六五七頁以下參看)、慶長年録には又、左の朱印を載せたり、同じくエスケラに與へたるものにして、三人別々ニ御朱印拜領申とあるには合はず、或は前出の朱印を漢譯したるにはあらざるかと思はるれども、参考の爲め之を掲ぐ、

呂宋國商船、至濃尾數蠻國渡海之時、或遭賊船、或漂逆風、到日本國裡、則以此書之印、可通災害者也、聊莫涉猶豫、不備、

慶長十四、初冬中院

御朱印

加飛丹世連良壽安惠須氣羅

(二)他の二人は前出のアワン、セビコス、フワン、バプチスタ、デ、モリナならん、

日本國 源家康 啓

呂宋國主 足下、

其國吾邦相通者已久矣、往來之商船、買賣已下、相互不可有踈志也、所來土宜令領納、厚意不淺也、不宣、

慶長十六年、龍集辛亥、季秋日、

御朱印

(イ)是年九月十五日、家康がルソンの使者を引見し、十月三日、之に答書を交付し、腰刀脇刀各一柄を贈りしこと、駿府記に見えたり、此時使者の獻ぜし品

に對する領收書は、異國往來に載せたり、

大蠟燭 百挺、

蜜壺 參、

中蠟燭 五拾挺、

葡萄酒 貳壺、

小中蠟燭 六拾挺、

小蠟燭 二百挺、

右領納

長崎奉行長谷川左兵衛、右家康の書及び贈物に添へて、一書を送れり、この書は、林羅山の作りしものにして、其文集の第十二卷に見えたり、

日本國臣、使船司長谷川左兵衛藤廣、謹呈書呂宋國主閣下、貴國手書使者共、以其口狀、欽言吾主君於是乎、即遣硃書、附以腰脇雙刀、吾儕爲貴國爲先容者、何有踈意哉、是二國往還商船、欲結深交也、再拜謹言、

自<sup>イ</sup>五和使者到來、黑船欲來朝之由、不可有異儀也、賣買法度以下、如前規可無相違者也、若違亂之輩於有之者、可處其罪、宜可



承知此旨也、

慶長十六辛亥季秋日、

御朱印

黒船

四四

右兩通之御朱印、圓光寺被相認傳ハ所勞故、於臥内、慶長十六、九月廿一日ニ、案書披見也、

(イ)ポルトガル領インドの首府ゴア Goa なり、是より先き、慶長十四年夏、來朝せし葡船の長ベッサが、マカオの司令官たりし時、有馬侯の家臣同地に於て遭難せし事あり、生存者は司令官の處分を憤り、歸朝の上之を有馬侯に訴へたり、有馬侯は又之を幕府に訴へたれば、幕府は有馬侯に命じ、ベッサを訊問して相當の處分をなさしめんとせしが、ベッサ招きに應じて上陸せざりしにより、有馬侯は長崎奉行と謀り、同人を捕縛せんとせり、ベッサは此報を得違に出帆せんとせしが、逆風の爲め港を去ること能はず、日本船に包圍せられ、三日間戦ひし後、葡船誤りて火を發せしかば、終に火藥室を爆發せしめて自沈し、船長始め船員多く死せり、(第三四頁并に大日

本史料第十二篇之六、第七九八頁以下參看)

ポルトガルの日本貿易は、右の事件の爲め一時杜絶せしが、當時マカオの存在は、一に日本貿易に頼る有様なりしが故に、同市は貿易の復活を希望し、艦隊司令官ドン・ヌーノ・ソトマヨール Don Nuno Sotomayor をゴア總督の使者として日本に遣せり、ソトマヨールは長崎に入港せば、先年の如き災危あらんことを恐れ、薩摩に來り、島津侯の盡力を求め、その家臣に導かれて駿府に至り、七月朔日、家康に謁し、次て江戸に至りて秀忠に謁せり、この使節は、疑にマカオに於て、日本人に對して爲したる處分を辯解し、葡船焚沈の不當を論じて賠償を求めしが、幕府は責を全然船長ベッサに歸し、終にその要求を容れざりき、只再び貿易を開くことは之を許可し、後此朱印を與へたり、此時大使の獻上せし品は、羅紗十端、精撰生絲百斤、黄金の盃一個、金時計一個、其他珍奇なる裝飾品なりし由、當時のオランダの記録に見えたり、(大日本史料第十二篇之八、第五二五頁以下參看、本多正純、後藤光次等が右使節に與へし書翰、羅山先生文集第十二卷に見えたり、左に之を掲ぐ、

四五

答南登船主 代正純慶長十六年作、

四六

日本國執事上野介藤原正純、謹復書西域國海船總兵官東適我(Dom Diogo de Vascoucellos)丈人館下、今茲行人東魯訥(Dom Nuno Sotomayor)遠跨鯨海、重譯而來、親捧鯉素、執謁而見、茲審當時黑船燔沈之事、於今足下似訴其罪之有無、蓋域異路隔、而不得其情乎、殆抵牾乖戾、而不識其真乎、往歲阿媽港殺我專价節幹、何也、貴國人以此港爲私權之處、不欲使我民知之、相逐相來、將塞來路、而殺無事之我民、斯事以聞我主君、我主君一則以悲我民之無罪而赴死地、一則以怒彼蠢蠻之有惡而設禍罪、於是乎、會黑船來于長崎津、僉云、向之殺我人者、今之船頭加昆且爲之最矣、津吏上言我主君、我主君慕征葛之意、存復讎之禮、仍以命津吏、召船頭加昆且、不肯出、至又以問之、不肯奉答、至于再、至于三、終不肯應國命、於是乎、而後船頭之有罪也、愈信矣、不亦明白乎、仍命有司加昆且一人有大事、而諸人無訝、執一人而千萬人悅之、則古之人行之、津吏奉命遣士以問加昆且之罪、船頭即發大鳥銃、燒破我數船、將截纜而驅去、官士於是懼國法之不慢、而乃構蒙衝而乘之、船頭忽放火而防之、遂衣寶玉而自焚、而船又沈、初只欲執加昆且一人而問之而已、何殺其

餘者乎、況復於船而何燒乎、事實如此、足下宜知測焉、毋爲惟惟幸、方今東魯訥一介遠到、吾儕爲之先容而執贊、而便殿一見、事已成、是非無惠於足下也、亦今我主君不念舊惡、既往不咎、以商賈之往還通市、爲國家之給足餘裕、而不厭諸船之出入、然則來夏仍舊黑船來于長崎、則通市隨意而有大利焉、必無拘滯、所待在茲耳、當其時、若我官吏及諸商、有苛擾喧雜之事、則必宜告訢、依法施行、照驗有在、勿爲猶豫、事事難罄于楮面、併附以東魯訥之口舌、不宣、

諭阿媽港 代正純、

日本國執事上野介藤原正純、謹復書阿媽港中知府諸耆老會長等所、遠枉手書、迫似面稟、往歲烏船燒溺之故、如今諄諄而言之、前船主雖自速辜、而其愛惜之情、亦可憐焉、其罪迹詳在寄東適我回書中、姑舍是、然今貴港早悔前非、爲修舊好、庶幾風船還還、商賈關通之路、永以不廢也、其意於理無害、然則我邦雖有不拒來不追去之意、而又通外國柔遠人之義、不能不有也、因以聞我主君、我主君有允容之命、於貴港不亦幸乎、夫以貴港之入貢於我邦、數十年于茲矣、今一旦舉而不棄之、蓋我主君善隣之意、念茲在茲、然則來歲隨例、以烏船之到于長崎而爲期、莫違約、仍商市雜選、而交易獲福、有如昔日、勿爲

四七

狐疑不宣

慶長十六年辛亥秋七月十五日

諭阿媽港諸老 代後藤光次

日本國臣後藤少三郎藤原光次謹致書阿媽港中知府諸耆老等館下茲承  
總兵官東適我惠書主復莫措況又專价東魯訥來享相看有欣悅乎前年黑  
船回祿陽侯爲之祟蓋其船頭在貴港時殺我民人而騙我欺我以爲不知者  
而來于長崎事發覺以聞我君我君命有司曰收船頭加毘且者以訊正之於  
是有馬修理某受命而往以爲加毘且一人取來則一船無恙且告有罪即已  
無罪盡下船而來謁然加毘且遂不可之而亂發巨銃射我船多爲焚破後張  
帆斬纜將奔去修理恐辱君命樓船急接船頭乃發巨銃放炬而拒之餘焰迸  
散終輝燦而沈淪夫一人之有罪而若干人命若干貨財悉爲煨燼初雖非其  
船裏諸客之本意而胡越同舟同行同命至如此矣真可嘆哉火炎崑岡玉石  
俱焚船頭罪能大也其生而幸存者多皆調送而還之何欺乎今也來歲烏船  
來欸之事其懼求不忘昔日余甚憐察是以上言我君我君許可之然則來茲  
烏船到于長崎者相竅有日矣長崎者是吾邦西海道中之一良津而諸市之

所輻湊也然今來書所云奉行長谷川左兵衛及村山等安耽構利之貪心且  
口宣此二人使貴港人作賂銀之債券云云風聞事也真偽不可知之邇日召  
二人至于此兩辭具考而得當其法蓋片言巨折獄之故也彼此甲乙相對而  
后白于我君及其時也我國法必有所置然則來歲黑船至長崎時吾輩愈勸  
諫二人者不令爲貴港作阻隔莫使爲黑船成拘滯無使爲諸市做煩擾宜安  
貴慮且又留貴港官人一兩輩實于我駿府其所乞是亦尤有謂矣駿府者我  
君籠轂之下也然則長崎奉行等彌憚君邊而無枉事今之來价東魯訥以其  
貴族者親拜趨我君於魯訥不亦幸乎唯我君前語每及烏船之事余既爲應  
答之職旁人設有譖愆余能爲之肩蔽此事之調護唯在余之思愛貴港耳萬  
萬勿勞遐想今借貴港諸老之唇吻達之於總兵官所惟幸不克別裁回東及  
東魯訥還而仍附以余之中情再拜不宣

長谷川左兵衛は慶長十一年より長崎奉行たり葡船の撃沈には有馬侯と  
共に與りて力あり慶長十九年十二月堺奉行に轉任せり村山東安は文祿  
元年秀吉に請うて長崎の代官に任ぜられ爾來家富み權勢並ぶものなか  
りしが元和二年罪を獲て家族十餘人と江戸に於て刑に處せられたり

一、慶長十七壬子歲、六月廿日、駿府御城へ出仕申候、但傳也於上方  
所勞本復、十九日ニ下府、則翌日出仕申候、大御所様御機嫌能御  
對面、則濃毘數般へ御書を可被遣候、佛法ヲ日本ニ弘候事無用、只  
商買計ニ船往來可有之由、御書可相認旨、被仰出候也、向井兵庫當  
院へ被來對面、兵庫被申候ハ、此御書ハ御返書也、去々年濃毘數般  
ノ船損、日本へ來ル時、上様々御船被仰付歸國、其御禮ニ船ヲ渡  
て、御音信物ヲ上書ヲ捧候也、具ニ被語候也、本多上野殿添狀アリ、

覺

一、のひすはんやへ

御朱印一通

一、ろすんへ

御朱印一通

此二通之御朱印者、年々異國へ渡海之時、御朱印被下候、大形其文  
言にあそはされ度候、

已上

一、のひすはんや之國王ホべいずろいへ、御返事あそはされ度候、べ  
いずろい之御音物之注文、上野所に御座候間、明日可進候、又  
大御所様々、のひすはんや國王べいずろいへも、御音信之物可有  
之候間、其御心得有へく候、委細は向井兵庫殿可被仰候、御相談尤  
候以上、

六月廿日

本上野判

金地院

私ハの覺ニ、のひすはんや、ろすんへの日本船渡ル、右ノ二通ノ御朱  
印は、不被遣間、不書也、

日本國 源家康、復章行

濃毘數般國主 麾下行二

來翰薰閱再三罔措况又方物

如目錄領之惠意行三袞々喜氣

津々先々年一字貴國之商士罹

暴風行四難舟楫摧損不意適來

吾邦不堪惠遠之思修行五整一

巨船歸之幸無恙而着岸之告

報滿懷不行六淺一字貴國與吾

邦彌結隣交而每歲商船往來

行七互可通國寶者爲世爲人何

善政如焉哉抑吾行八邦者九行神

國也自開關以來敬一字神尊佛

El Señor del Japón, Minamoto Iyeias responde al Virrey de la Nueva España. Con mucho contento y estima rescíuí la carta de Vuestra Excelencia y juntamente con ella el presente que me ynuió, el qual uino conforme á su memoria, y de verdad conozco me fué ynuiado con mucha voluntad, lo qual grandemente agradezco.

Estos años atrás una nao de mercaderías de las que yban de Philipinas á ese reyno sin pensar dió á la costa de Japón en el reyno de Caçusa, donde se hizo pedaços, de que tune gran compasión y lástima y ansí de propósito hice adereçar un nauío y en él invié á ese reyno á los que de él escaparon, el qual llegando allá con bien en agradecimiento me ynuió Vuestra Excelencia otro, lo qual e tenido á mucha dicha.

De aquí adelante se prosiguirá el amistad, trato y comercio hecho entre los dos reynos, yendo y viniendo las naos cada año.

佛與一字神一字行垂跡同而無別

矣。堅君臣忠義之道。霸國交盟

行十一之約無渝變者皆誓以一字神

爲信之證。能守正行十二者必得賞

叨成邪者必得罰。靈驗新如指

其掌行十三仁義禮智信之道。豈不

在於茲乎一字貴國之所行十四用法

其趣甚異也。於吾邦無緣歟。釋

典曰。無行十五緣衆生難度。於弘法

志者。可思而止。不可用行十六之。只

商舶來往。而賣買之利。潤偏可

專之一字貴國行十七之商舶來朝之

Conforme á esto siendo este mi reyno desde el principio del mundo dedicado á la prouidencia de los camis y fotoquis esto es lo que sobre todo estimo. Siendo ansí toda la gente de Japón, altos y bajos, en los tratos entre sí por ningun modo dicen mentira; á más desto en Japón la policia y fiel correspondencia se estima en mucho. La ley que en esa tierra se estima, siendo muy diferente de la de Japón, en este reyno no la estimamos.

Particularmente los nauíos de mercancías que vinieren de esa buena tierra á Japón de ninguna manera se les hará mal trato y de eso esté Vuestra Excelencia muy seguro, pues estos años atrás quando arriban las naos en todos los puertos del reyno sin dejar ninguno lo mandé assí con rigor. También aunque sea poquidad ynuió á Vuestra Excelencia un regalo de esta tierra.

Fecha en la sexta luna, á los diez y siete años del aera de Quecho, sellado con el sello real colorado.

時、雖到着何之國々津々浦々、行十八聊不可有異儀、兼日域中益加嚴命、宜安心、行十九莫訝、吾邦土宜備別幅、投贈之、行二十采納、惟希、炎暑已酷、行廿一順序保齋、一行ノケテ書年號、

慶長十七、龍集壬子、

夏六月 日廿二行

御朱印

右ノ下書ヲ六月廿二日御城持參、直ニ備上覽、文言叶御氣色、則可清書旨被仰也、廿三日ニ、自上州下繪ノ間ニ合鳥子貳枚、向井兵庫ニ被持下候、廿四日ノ朝、清書仕候、廿二行也、一行ニ十八字、口奥ノ來紙三四五寸計殘、奥ノ年號ヲハ一行ヲキテ書之、御朱印ハ年號ノ奥ニ、年號ヨリ上テ被爲押候也、

右清書、廿四日御城へ持參、直ニ備上覽、相叶御氣色、頓而被爲押御印旨御説也、

右ノ御書、七月朔日ニ御印被爲押、自上州持セ給候、音信物ハ押金ノ屏風五双被遣候由、被仰越候、則別幅ヲ調、

別幅

一押金屏

五双

慶長十七、壬子、六月 日、

此別幅、間合鳥子、奥口ヲ切捨、常ノ鳥子ヨリモ少シハハ廣クキリテ書之、御書ト一ツニ加籠ニ入、加籠ハ鳥子ニテ、上ニ付目アリ、上書ハ、

日本國 源家康 復章

濃昆數般國主 麾下、

謹封、如此也、

同自上野殿ヨリ被遣書是ハのびすはんより信物請取狀也、

方物到來之目錄

- 一斗<sup>リ</sup>景 壹個
- 一<sup>ヌ</sup>蓑衣 壹對上下
- 一卷物 壹端
- 一南蠻酒<sup>ル</sup> 兩樽
- 一鷹具 貳色
- 一沓 貳足
- 一同緒金筋 壹條
- 一<sup>ヲ</sup>鞞 貳具
- 一南蠻圖像<sup>右</sup> 三枚

奏吾

日本國主源君、裁書見謝丹忱、且副以愚筆、宜有吐露貴國賢主者、惟幸、

慶長龍集壬子、夏六月 日、

日本國 臣上野介藤原正純、

拜進

濃毘數般國 執事中、

右上州ノ書、間ニ相鳥子、奥口ヲ切除テ書之、書判被居候、是も加籠上書シテ認、上書ニ、

日本國 臣上野介藤原正純、

拜進

濃毘數般國 執事中、

如此相認、七月朔日ニ上州へ持セ遣候、向井兵庫へモ其通申渡也、  
右ノ御書別紙書假名ヲ付ル、向井兵庫所望被申候間、則廣西堂ニ  
鳥子ニかゝせて、かな付て兵庫へ渡候、將軍様可懸御自由也、

(イ) 崇傳が四月末より熱病に罹り、六月初に至りて始めて快癒し、同十五日京  
を發して駿府に向ひ、十九日に同地に着せしことは、大日本史料第十二篇  
之九第八九〇頁以下に見えたり、參看すべし、又異國渡海御朱印帳に  
慶長十七、壬子、五月廿一日、圓光寺開室和尚迂化、其時傳長老は在洛、六月十  
九日下府仕、廿日に大御所様へ出仕申候、濃尾數般へ之御書之義直に被仰  
出候、則相認申候也、別冊に記置之也、但右は上州ヨリ書付有、口二通之御朱  
印ハ、今度彼國之法御拂候間、意趣可有之ニ付、先船を渡候事無用之由、被仰  
出候故、不相認也、奥一通之御書計認之候也、別冊にミヘタリ、  
とあり、別冊といふは異國日記のことなるべし、

(ロ) ノビスバニヤ Novispania (Nova Hispania 新イスバニヤの省略)はメキシコな  
り、

(ハ) 船奉行向井兵庫頭正綱なり、

(ニ) 慶長十四年九月、サン、フランシスコ號上總の海岸に難破し、翌年同船便乗  
のドン、ロドリゴ以下八十餘人を、日本船にてメキシコに送還せしことを  
云ふ、(第四〇頁參看)右一行のメキシコに着せし頃、同總督府に於ては、イス  
パニヤ國王の命により、船を派して、日本近海に在りと傳へられし金銀島  
を探檢する計畫ありしが、ドン、ロドリゴ等の主張により、同船をして、先づ  
日本に至りて、遭難船員の救護を謝し、又本國政府の訓令を待ちて、幕府の  
希望に應ずべき旨を傳へしめ、然る後探檢の途に就かしむることに決せ  
り、セバスタン、ビスカイノ Sebastian Vizcaino は探檢船の司令官に任ぜら  
れ、田中勝介等を伴ひて千六百十一年三月二十二日アカプルコ Acapulco  
港を出帆し、六月九日(慶長十六年四月二十八日)常陸の海岸に着し、十日浦  
賀に入港せり、ビスカイノは先づ江戸に至り、六月二十二日(我が五月十二  
日)秀忠に謁し、七月四日我が五月二十四日(駿府の城に於て家康に謁見せ  
り、次で家康の許可を得、陸路仙臺に至り、陸奥の沿岸を測量して、越喜來の  
北、根白に達し、同所より引還し、仙臺より海岸を南下して浦賀に歸り、更に



測量船を派し、海岸に沿ひて長崎に至らしめたり、右諸港灣の測量を了し、船の修理及び糧食其他の積込を終りたる後、家康及び秀忠より總督に與ふる答書及び贈物を領收して、千六百十二年九月十六日(慶長十七年八月二十一日)浦賀を出帆せり、大日本史料第十二篇之八、第七三三頁以下、同第十二篇之九、第九七七頁以下參看、

ビスカイノが告別の爲め駿府に至りしは、千六百十二年七月九日(慶長十七年六月十一日)なりしが、浦賀に至り、答書及び朱印の交付を待つべきことを命ぜられて、同地を去り、十六日(我が六月十八日)浦賀に着せり、蓋し崇傳の着を待ちしならん、

(ホ) 英語バイスロイ Viceroy ならん、ポルトガル語にてはビセルイ Vicerói、イスパニヤ語にてはビソレイ Visorey、又は ヴンイ Virey とス、

(ヘ) 異國渡海御朱印帳に、二通ノ御朱印ハ、今度彼國ノ法御拂候間、意趣可有之ニ付、先船ヲ渡候事無用之由、被仰出候故、不相認也、とあり、

(ト) 贈品目録は第五六頁に載せたり、

(チ) 此西語譯文は、ビスカイノの依頼によりて、千六百十二年八月末、サン、フラ

ンシスコ派の宣教師にして、日本語に熟達せしフライ、ペドロ、バプチスタ Fray Pedro Baptista、フライ、バイス、ソテロ Fray Iuvis Sobelo、フライ、セバスチヤン、デ、サン、ペドロ Fray Sebastián de San Pedro 三人の手になりしものにして、今セビーヤのインド文書館に藏せり、

此譯文は、善く原文の意を表したるものなり、但し原文の傍に圈點を施したる所は譯文になく、譯文の内草書にしたる分は原文になし、又罹暴風難舟楫摧損とあるを、破壊セラレタリと譯し、幸無恙而着岸之告報とあるを、彼地ニ安着シタレバ、閣下ハ感謝ノ爲メ他船ヲ送レリとし、堅君臣忠義之道、以下、豈不在於茲乎に至る五十九字を、是故ニ、日本國民ハ、上下ノ別ナク、交際ニ於テ、決シテ僞ヲ言フコトナシ、加之日本ニ於テハ、禮義ト信實トヲ重ズ、と譯せり、

ビスカイノは、駿府より歸りし後、告別の爲め江戸に至り、總督に與ふる答書と贈物とを得て、八月十五日(我が七月九日)浦賀に歸着せり、秀忠よりメキシコ總督に贈りし書は、古今消息集第七卷、并に續善隣國寶記に載せたり、そのイスパニヤ語譯文は、インド文書館にあり、この譯文は、家康の書と

同じく、フライ、ペトロ、バプチスタ、フライ、ルイス、ソテロ、フライ、セバスタ  
ン、デ、サン、ペドロ三人が、千六百十二年八月二十六日、浦賀に於て作りしも  
のにして、原文中傍に圈點を施したる七字を除きては、殆んど一字も餘す  
ことなく譯出せり、但し日附は慶長十七年六月、即ち千六百十二年七月と  
あり、彼の七月は我が六月三日より七月四日までに當れり、故に原文の七  
月十日(續善隣國寶記には孟秋中浣とせり)と一致せず、然れども日附にの  
み誤譯あらんとは思はれざれば、譯文の日附を正しとすべきか、

日本國 征夷將  
軍源秀忠、報章濃  
毘數般國主幕下、  
信書入手、細覽薰  
讀、特賜數般之奇  
産、如別錄受之、誠  
至情也、地已雖隔  
遠、其志親則不異

Nipon-gocu Xey Jongun Mina-  
motono Fedetada (esto es el Prín-  
cipe de Japón) responde al Virrey  
de la Nueva España.

Con grande estima y contento  
ví la carta de Vuestra Excelencia y  
con eso, conforme á la memoria  
que Vuestra Excelencia ynuió, re-  
sciuf las cosas del presente que de  
esa buena tierra vinieron, y de  
verdad conociendo ser ynuíadas de  
buen corazón lo agradezco mucho.

También aun que esa buena  
tierra está tan apartada desta, al  
estar unidas en amistad para sie-  
mpre a de ser lo mismo que si  
estuuiera cerca.

A más desto los nauíos de

隣境、二國之商船  
往來、每歲互可通  
之時々、欲聞國風  
耳、雖是薄物、本邦  
之兵器、鎧三領、共  
皆具、寄贈之、以表  
寸志、餘事正信可  
傳說焉、敢不能縷  
陳也、不備

contratación de entrambos reynos  
deseo hagan viaje todos los años  
y en conformidad de todo aunque  
sea poquidad ynuío á Vuestra Ex-  
celencia tres cuerpos de armas de  
Japón con sus adherentes y no me  
largo más, remitiéndome á lo que  
Sandonocami Masanobu (esto es  
su ayo y secretario) más largamen-  
te escriuirá á Vuestra Excelen-  
cia.

Fecha á la sexta luna, que es  
en el mes de Julio, á los diez y  
siete años de la era de Quecho,  
que es año de mill y seiscientos  
y doze. Ba sellada con el sello  
real colorado, con que sella las co-  
sas graues del reyno.

慶長十七年七月十日、

御朱印

(リ) 時計なり、今久能山東照宮に藏する、千五百八十一年マドリッド製の盃時計  
は、或は此時の贈品ならん、大日本史料第十二篇之九、第九六二頁に其寫眞  
を載せたり、參看すべし、  
(又) 合羽 Cupa なり、

(ル) 葡萄酒なり、

(ヲ) イスバニヤ國王、王妃及び太子の肖像なり(大日本史料第十二篇之八第八  
三三頁參看)

(慶長十七年)

一 七月七日、於御城、上州被申渡候ハ、去年慶長十七年中、異國へ被  
遣候御朱印、幾程有之哉、書拔所望之由、上意之旨ニ候間、則圓光  
寺弟子同宿ニ尋、寫可上由申て歸院、則圓光寺へ取ニ遣て、書て上  
申候、

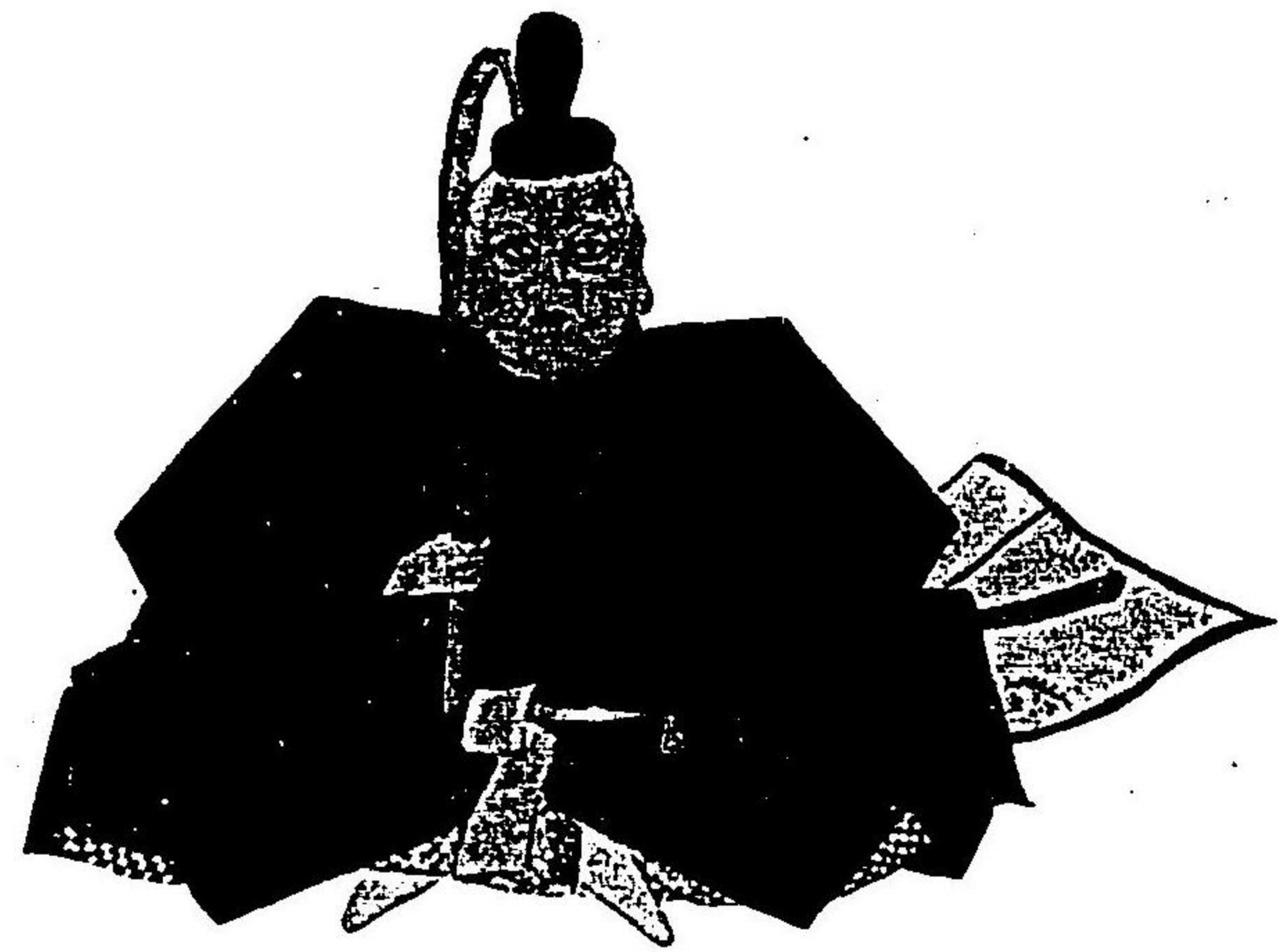
慶長拾六年、辛亥、異國へ從日本渡海之御朱印之覺

圓光寺被相認候、  
略中

一 呂宋國へ壹通

平野孫左衛門拜領

正月十一日  
略中



家康畫像

右、圓光寺之留書ヲ以、見候て、書拔進上仕候、以上、  
右、本多上野殿、慶長十七子七月七日ニ書て進候留書也、

(1) 異國御朱印帳に、

自日本到呂宋國舟也、

右慶長十六年、辛亥、正月十一日、

平野孫左衛門拜領御朱印、後庄三取次本上州狀アリ、普界一被惠之、戊九月廿六日書之、

とあり、朱印の日附は、之を認めたる日と異れること往々なり、船主は船の出帆に先ちて上府し、朱印を請ふを常とせしが故ならん、

一慶長十七年、壬子、九月朔日、黒船ノ船主等、於駿城御禮、上様袴  
肩衣、上壇曲録ニ御座、進物羅列、目錄在左、奏者柳原伊豆守也、縁限  
鳴居之内疊之上ニテ船主作拜、本多上野介書持參於御前、上

樣入御之後、右之書上州被渡於傳、傳請取而歸、書三通、銀之方盆 = 居へ、木具之臺 = 載テ、御前へ披露也、傳へ請取時へ、銀之方盆者不請取也、上州奥へ被舉候乎、茶屋之又四郎、長谷川忠兵衛、方盆奥へ被持入、右之三通之案在左、

西域國、署五和王事、雷羅令所德、大奥六、謹頓首、  
致書

大日本國王御前、君處東海、寡人處西、惟是百萬里風濤、音信難度、情緒間濶、然神交者心自相貫也、常念敝國百姓之

貴邦、感君殊遇、如家人父子、傳頌盛德、大名到敝國、寡人遙瞻拜、嘉頂無窮、特差將官彌格兒、幾蘇沙、庇蒙德兒、帶書到天川港、刻令副將阿維舍羅烈稗、將書詣  
闕、告修舊好、

君其納之幸甚幸甚、寡人思去歲

貴百姓在天川港、與敝百姓相殺、聞之心甚驚怖、遂差東適我、往審確處分以謝、繼而東適我書至、說安直黎、彌梭、人船財貨、俱焚溺於貴津之海中、吁可嘆哉、一何慘也、乃東適我、克終君命、轉差東魯訥、携書告白、東魯訥仍被光寵、蓋

王矜無罪、故施不次之恩、煨燼之餘、厚完以歸、

君王之心、依原光霽、煬竈釜、蠶初不之省故也、惠徼福於敝邑、嗚恩銘刻、死且不朽、惟是告諭天川港、敝百姓、要承奉如初、不可失墜、并尋舊盟、願勿相寒、倘敝百姓於貴津有無狀、

君其使告加毘旦、即責以謝、若貴百姓有不然、

君亦當圖之、尤若茲兩情相通、更无渝好、雖千百世、可无事也、然內交既固、外患必除、紅毛、英、圭、黎者、敝邑之患也、彼在海上流劫、安得

有貨至

六八

貴國是皆誑詞、若安泊貴津、終是芒刺其長、驅之使無止宿、外憂既

除、內親益固、聖保廟備須甫、伴天連諸大士、在貴國者、深沐

君王眷顧、惟祈始終如一、寡人更荷

天慈、

君王苟有所願於敝邑、敬將唯々聽命、蓋兩相好、兩相願、雖各天猶一

也、伏惟

炤亮、不宣、

判、

右書、唐紙折本之如經、外題赤紙押之上、正之字一字書之、架籠赤紙、上ニ外題有、表書云、

西域國署五和王事、雷羅令所德、大奧六致書、是者右之限ニ書之、

大日本國王御前、是者真中之外題上ニ書之、謹封、是者架籠之上之真中ニ次目有、外題之下之明タル所ニ書之、

(イ)リスボン市のアジエダ離宮の圖書館に藏する、耶蘇會の日本宣教に關する書類中に、千六百十二年八月十七日(慶長十七年七月二十一日)、ペドロ、まゐるちに Pedro Martinij ノ船がれおん船一隻ト共ニ長崎ニ着セリ、とあり、是年上府せし船主はこの船の長ならん、

(ロ)京都の商人なり、四郎二郎ともいふ、専ら外國貿易に従事せり、又千利久に學び茶道に達せり、

(ハ)長谷川左兵衛の弟なり、

(ニ)西域はポルトガルなり、署五和王事は葡領インド總督なり、ルイ、ロレンソ、デ、タボラ Ruy Lourenço de Tavora は千六百九年の秋より、同十二年の末まで、インド總督たりし人なり、

(ホ)ミゲル、デ、ソーザ、ピメンタル Miguel de Souza Pimentel なり、

(ヘ)オラシヨ、ネレチ Orazio Nerechi なり、

六九

- (ト) ポルトガルの支那艦隊司令官、ドン・ヂョゴ・デ・バスコンセルロス Don Diogo de Vasconcellos, Capitão mor dos galleses da armada da China, なり、ドン・ヂョゴは千六百六年ポルトガルの定航船の長として、日本に來りしことあり、
- (チ) アンドレ・ベッソア Andre Pessoa なり、同人の事は第三四頁及び第四四頁に出でたり、參看すべし、
- (リ) ドン・ヌーノ・ソトマヨール Don Nuno Sotomayor はポルトガルの支那艦隊司令官たりし人なり、その日本に來りしことは第四四頁以下に載せたり、
- (ヌ) カピタンはポルトガル船の長なり、
- (ル) 紅毛はオランダ人なり、英圭黎はイングレス Tristes 即ち英人なり、
- (ラ) 聖保廟はサンパウロ São Paulo 寺ならん、同寺はマカオに在る耶穌會の寺にして、千六百二年に建立せられ、附屬の學校より多數の日本人の宣教師を出せり、
- (ワ) 備須保はビスポ Bispo 即ち司教なり、當時のビスポはバードレ、ルイス・デ・セルケイラ Padre Luis de Cerqueira なりき、セルケイラは千五百九十八年日本に來り、後司教の職に就き、千六百十四年二月病の爲めに死せり、

(カ) 表の張紙なり

西域國、臣總兵巡海務事、彌格兒、幾蘇沙、庇蒙德兒、薰沐頓首  
百拜、謹以口詞上啓

大日本國王陛下、

五和署西域國王事主者、聞得燒船之變、至於不相往來、蓋職敝  
邑之由、遂遣東適我至澳、詳察責敝百姓、且因以謝過、適我用是  
差東魯訥持書詣

王所與百

執事前、表暴敝邑之心、請納交繼修前好、亦視璽書之得不得、以決  
船之來不來也、及臣至麻喇略路、遇魯訥歸、出所賜良刀與  
殿下二三執事之書示臣、始知



陛下之大有造於敝邑，恩與天地並，向事實非

七二

陛下之本心，乃讒言之以，但不信舊書稿，不登印信，衆心終是躊躇，臣

今至亞媽港，接

王璽書與長谷川左兵衛手札，臣拜手登讀，真知

陛下與百執事之無二三其德也，又接我備須，甫來書與伴天連，微施

代律口稱嘖嘖，

王有深愛，惠微敝邑有加，敢不惟命是聽，遂命商船滿載以來，主是事

者，加昆旦伯祿兒物知氏而來，將阿維舍羅烈禰，是我王家之裔，

會與

禰

貴邦有舊識，此謹慎人也，敝邑肝膽腸胃，盡付此人舌尖，有密心腹，

儘可傾瀝，今願竊有請焉，前交會有璽書，彼年在船燒燬，其稿尙存，

王臣一張實明其事，若有敝邑之心，請乞謄寫二本，登印一存，照本港，

一隨船往來，則梯航年々，及瓜聽命，茲聞有紅毛投

貴國，此是海上劫船之賊，恐不利於敝邑，特備兵船一隻，護送，惟祈

蚤發賣買，仲秋風便得以言旋，來年孟夏商舶必蚤至矣，是乃兩

國之利也，敢布腹心，臣不勝慄慄之至，謹奉小東一通，以

聞，

告

大明國萬曆四十年夏六月，

判，

右書之體架籠等同前，但書之上之外題，正之一字，是毛同前，架籠之表書云，

西域國臣總兵巡海務事彌格兒幾蘇沙庇蒙德兒致書，是者右之限に書之，

大日本國王陛下、是者真中之外題上に書之、謹封、同前、

七四

- (イ) 澳門即ちマカオあり、  
(ロ) マラッカ Malacca なり、  
(ハ) 第四六頁以下に掲げし本多正純後藤光次等の書をいへるなり、  
(ニ) バードレ、ビシタドール Padre Visitador 即ち布教視察員なり、此頃任にありしは、フランシスコ、バエス Francisco Paez なり、是年三月マカオに歸れり、  
(ホ) カピタン、パウロ Capitan Paulo なり、兒物知氏は未だ考ふる能はず、  
リスボン市のアジエダ離宮の圖書館に藏する、耶穌會の日本宣教に關する書類中に、千六百年に、カピタン、オラシヨ、ネレチが、ドン、パウロ Dom Paulo の船にて日本に來りし由、並に、千六百二年にカピタン、ドン、パウロ來朝せし由を記せり、同人なるべし、  
(ヘ) オラシヨ、ネレチは、千六百年に日本に來航せしことあるが故に、斯くいへるならん、

西域國、臣奉行天川港知府事、文會華殊、臣機所功沙訥、臣衢視奠昂、僚陸、臣彌格、哥黎等、蒙

御賜良刀硃書、召回通好、謹奉稱謝者、伏以、

寶氣騰毫光輝煌牛斗、

玉篆涵膏澤、溫潤區寰、カン、ノ天子道轄、ク、区域

恩自天來、

眷溢望外、臣等誠懼誠忭、稽首頓首、竊惟天下一家、隆古太平景象、梯航輻輳、淑世富彊規模、天地之大德曰生、神聖以不殺爲武、好生洽於人心、光被遍乎四表、茲蓋伏遇、

陛下

量同天地、

明並日月、陽光烘翳霧、讒人無事乎、鷗張、羅網開三面、用命得賴以

七五

生活消融不識愆惡之愆、軫念人船燒淪之苦、寵謝罪之使、特賜良刀、魯訥何幸也、歡鳥舶之至、欽降璽書、闔澳欣動焉、天語榻前、叮嚀咸頌聖主之慈、

御書遠至招揀益增人民之喜、許買賣如前規、嚴違犯之逆徒、轉枯稿陽春、兩成福利、斬荆棘為大路、心無罣碍、蓋王視我如己民、故我觀

**[王]**即吾王、茲重謝恩之舉、特選老成之人、來者阿維舍、羅烈穉、即王室之胄、在做邑稱為小心謹慎、與

貴邦原有交遊舊識、用是道達誠意、敢藉可托寄腹心、伏願**[心]**貫始終、德無三二、撫綏之政常新、歸依之期如故、浸仁恩、淪肌洽髓、祈

福祚、地久天長、臣等無任瞻

天、仰

聖激切屏營之至、謹奉表稱

謝以

聞、

皆

大明萬曆四十年壬子夏六月、判、

右書之體、架籠已下同前、但書之上ノ外題ニ、表之一字書之、架籠之表書ニ云、

西域國、臣奉行天川港知府事、文會華殊等、謹奉表、是ハ右之限ニ書之、

日本國王陛下、是ハ外題之上ニ書之、在判、蠟印有之、謹

封、架籠之上之次目、外題之下之明タル所ニ書之、  
右三通之書同時ニ寫置者也、此三通之外ニ、南蠻字之書雖有之、不  
及披緘也、

- (イ) 知府事は市の上級吏員をいふ、
- (ロ) マヌエル、バスマ Manoel Vaz なるべし、
- (ハ) フランシスコ、センナ Francisco Semu ならん、
- (ニ) アグスチニョ、ロボ Agostinho Lobo なるべし、
- (ホ) ミゲル、コルレア Miguel Correa なるべし、

西域國、臣奉行天川港知府事、文會華殊、機所功沙訥、衢視  
奠昂、潦陸、彌格哥黎等、謹致書日本國本多上野介相公大人  
閣下、客歲承總兵官東適我、遣副將東魯訥、携書請罪、賴  
足下不厭卑鄙、爲之先容、引見

便殿、恩禮有加焉、尙方寶刀、佩歸本國、以章

王寵、光昭敝邑之君臣、雖

王錫其大德、實

足下之推撰之力也、手書教云、通市隨意、必無拘滯、敝邑人民不  
違尊命、悉索敝賦、以來船貨會于貴浦之長崎津、

足下無忘舊德、視我如子、彌縫其闕、而匡救其災、則敝邑人民獲  
庇於天高地厚、世々子孫不能忘也、來使阿雅舍、羅烈稚、王裔且  
敝邑之良也、曾與

貴國諸君、比肩交遊、稱爲謹慎、用是推側左右、藉足下之靈而惠  
徼之、拜手稽首、願

王之德業配天、併三祝於

足下、而因以少白焉、前年之變、皆罪我之由、固有大謬、不然者破

舟流離、居因吾資、饑食我粟、厚施而不報、又因以爲仇、似於怨德之理、未稱藉死者爲名、快心於一逞、主持結構、至於此極、若而冤抑幾無伸矣、幸有

八〇

聖天子賢宰相、區別涇渭、遂使六十年之交離而復合、敝邑之福也、苟暗藏機括、陽和而陰蠹、則敝邑又襲禍矣、調護扶持、於

足下重有望焉、然敝港處貴百姓、情最厚也、明官府惡留貴百姓而至於亂、推究窮詰、動至費用、終不忍貴百姓陷明官府之手、則是我有大造于東也、兩相愛而兩相護、乃見交情、毋尋干戈於同室、惟

足下先杜其竇、幸甚幸甚、

大明萬曆四十年、壬子、夏六月、

判、

右ノ書之體、如經折本ニシテ、外題赤紙、外題之上ニ書之一字有之、

架籠赤紙、架籠之上ニ外題有之、同赤紙也、架籠之上ニ書付有之、左ニアル、

西域國、臣奉行天川港知府事、文會華(殊の字を脱せしならん)等致書、是ハ右之限ニ書之、

日本國本多上野介相公館下、是ハ外題之上ニ書之、架籠之上ニ續目有之、外題之下ハッレニ謹封之、二字有之、蠟印有之、蠟印之上ニ判有之、

又、五和之一番之帥大將東適我より、上野介殿へ上書、其書南蠻字ニテ未分明故、通事消息ニノヘテ上州へ上ル也、左ニ有案也、

去年どんぬうぎよ差渡申候付而、以書狀申入候處、御懇ニ御返事忝存候、然ニ於其元、どんぬうぎよ様々御馳走之由申聞候、過分忝

存候、黒舟之儀、御朱印不被下候者、渡申間敷首尾御座候へ共、跡方  
備志多、伴天連ニ御朱印被遣候間、即黒舟申付差渡申候、乍去貴殿  
様方、御返事之儀者、御朱印同前ニ存、内々黒舟之儀可申付覺悟之  
處、彌御朱印被下候間、如此御座候、猶如前々御朱印之儀、今度改而  
被仰付被下候者、忝可存候、將亦將軍様方御書被下候、是又忝頂戴  
仕候、御懇被成付而、何も致談合、もとくのことくと存、黒舟差渡  
申候、此以前、天川にて日本人と喧嘩仕候事も、此方之者少もあや  
まり無御座處、於其地御合點被成様御座候へ者、忝存候、此かひた  
ん能者御座候間、進上申候間、昔之ことく此者の口を被爲聞、さた  
めさせられ可被下候、昔のことく御朱印被下候者、二通申請度存  
候、一ツをは本國へ差置申、一ツをは渡海之黒舟ニもたせ可申た  
めニ御座候、むかしの御朱印をは、舟にてやき申候間、何も昔之こ

とく被成可被下候、此黒舟御懇被成、早々仕舞申候様ニ、被仰付可  
被下候、奉願候、又日本人爲商、此方へ不參の様ニ、被仰付可被下候  
はや當年も日本舟參候間、迷惑仕候、猶五和より御用之儀御座候  
者、可被仰付候、御無沙汰存間敷候、

五和にて之一番之軍大將、

みけるで、そうさ、

ひめんてゐる、東適 我也、

又、同五和二番之軍大將、東魯訥、上州へ上候書也、通事消息在  
左也、

去年罷渡候處、様々御懇御馳走誠忝存候、殊日本之大成儀、又江戸  
之御手廣儀、中々驚目候、右之様子五和へ罷歸、委各へ可申聞候、又

貴様於日本御出頭殊異國へ之御馳走被成儀、可申様も無御座候、駿河に罷有内、同日御使者給候、御音信被下候、忝存候、於江戸も、本多佐渡守殿御懇被成忝存候、皆々五和にて可申聞候、乍去、將軍様へ五和を指上申候書狀を、佐渡守殿御ふところに被爲入、將軍様之御目に御かけなく候、事は少御恨存候、是は佐渡守殿へは不申入、貴様へ計申入候、乍去御懇之儀忝存候、何にても五和へ之御用御座候者、可被仰付候、江戸へも爲御禮、かひたん進上申候、五和にて二番之軍大將、どんぬうぎよて、そとまよる、

東魯 訥也、

(イ) 慶長十六年、ポルトガルの大使駿府に來りし時、朱印を受領せず、長谷川藤廣駿府に上りて之を請ひ受けしことは、羅山先生文集に載せたる左の書翰によりて知るべし、

寄阿媽港父老、代藤廣、

日本國、臣使船司長谷川左兵衛藤廣、呈書阿媽港諸者老足下、黒船依舊到來、相待在茲、商賈交市、爲兩國之利、何有疎隔哉、前日五和國使者東魯訥來干吾邦時、藤廣在長崎、故吾主君不與殊書印于魯訥、今藤廣爲請之、於是有允容、而賜殊書、蓋爲貴港、不忘舊盟者耶、明夏必竣、烏船之維纜於長崎、勿作猶豫、再拜不宣、

同年、藤廣が駿府に着せしは、八月二十日にして、家康は九月十五日ルソンの使者を引見し、十月三日、之に書を與へたれば、右朱印を與へしも同時なるべし、尙ほ第七二頁を參看すべし、

(ロ) バートレ、ビクタートル、即ち布教視察員バードレ、フランシスコ、バエス、ナリ、バエスは、千六百十二年三月二十日、マカオに歸れり、右朱印并に藤廣の書は、同人自ら之を携へ歸りしものなるべし、

(ハ) 東適我のドン、ヂョゴなることは、第七〇頁に載せたり、原註は誤なり、

一、慶長十七壬子、九月朔日、呂宋之使者加毘丹御禮、於駿城御廣間

御對面、上様上壇曲錄に御座、捧書其書在左、

民希蠟王、

欽奉于系蠟國皇帝、郎卑厘噉歐系猫命、鎮守呂宋、東洋總評事、兼興宜力郎、羨系厘猫、謹書于

日本大國王敖青猫前、舊年差有來使、甲必單羅名敖巴難系昔哥、有書接覽、始知國下貴體康寧、國度安然、欣幸々々、今回此批信、其中恐不能盡言、再差來使、甲必單羅名敖巴難系昔哥、與國下面叙、欣幸不勝足、見兩國和好永遠不絕、今有具薄儀付甲必單羅名敖巴難系昔哥奉、上其儀具在別幅、但此物所送者、爲兩國誌號之好、希乞叱入爲幸、蒙送來力二柄、喜之不勝、凡貴國有文、引來呂宋貿易者、予永愛錫之、或予有百姓在貴國、可恩宥之、然巴禮乃善心修道之人、予甚愛之、重之、國下亦可加厚

助之、此則兩國深加相愛、國下若有意欲、凡有所囑、予唯從命、余不盡言、寮氏保庇、國下萬壽無疆、謹言、

蠟印、上紙ニテ覆、在判、

西土壹千陸百拾貳年陸月初望日書、

右之書、如經折本ニシテ書之、疊テ上ニ赤紙ニテ外題、正之一字書之、架籠赤紙、上ニ同赤紙ニテ外題有之、外題之上ニ書シテ云、

正日本國皇帝書、

- (イ) マニラ王なり、フィリピン諸島の長官の自稱なり、
- (ロ) カスチリヤ Castilla なり、當時我國にてもポルトガル人の呼稱に倣ひ、イスパニヤをカステラ Castella と呼べり、
- (ハ) ドン、フィリップス Don Philipus ならん、フィリッ三世を指せるなり、
- (ニ) フィリピン諸島長官兼軍隊總指揮官 Gobernador y Capitan General de las Filipinas の譯なるべし、
- (ホ) 高等法院長兼判官 Presidente de Real Audiencia y Canciller の譯ならん、



- (ヘ) ドン・フワン・デ・シルバ Don Juan de Silva なり第三九頁口の註參看
- (ト) 御所なるべし家康を指せるなり
- (チ) カピタン・ドミンゴ・フランシスコ Capitán Domingo Francisco なり
- (リ) バードレ Padre 即ち宣教の師父なり
- (又) チオス Dios 神なり
- (ル) 赤き封蠟を紙面に流し之に印を押し其上に薄き紙をあてたるなり判とは署名のことなり

一、同上州上ル書在左、

民希蠟王、

欽奉于系蠟國皇帝、郎卑厘噉歐系牙命、鎮守呂東洋總評事、兼興宜力郎、羨系厘猫致書于

日本國大學文、薰勝君史稽郎史稽、嗎殺史 老先生文案前、舊年吾差使、命甲必單、羅名敖巴難系昔哥到

貴國、隨帶回批、承接觀覽、不勝喜幸、乃知足下恩德

及於吾民貿易者、若 貴國之人、有文引來呂宋貿易者、吾亦以恩德報之、叨蒙所送來物、甚喜々々、今有菲儀、交與甲必單、羅名敖巴難系昔哥、代送 足下、其物開具在別幅、小意乞勿見卻、叱入爲幸、或來年所欲何物、伏乞一息示知、無不祇領、凡巴禮并我百姓在

貴國、可加厚作成、無不知感、書不盡言、々不盡意、聊將衷曲、囑與甲必單、羅名敖巴難系昔哥、與 足下面叙 寮氏保庇 足下、福祉萬年、顯此、奉達、

蠟印、

在判、

西土、壹千陸百拾貳年陸月初壹日書、

右之書、如經折本ニシテ書之、外題赤紙、外題之上ニ、正之一字書之、架籠白唐紙、外題赤紙、外題之上ニ書シテ云、

正日本總書書、是ハ架籠之外題也、  
右何も從上野殿書札持セ被越、是紙留置也、返書共重而可得、上  
意ト云々、

(イ)當時のイスパニヤの書類に、正純を家康の書記官 (Secretario) と稱せり、大  
掌文といひ、又總書といへるは、之が爲めなり、

(ロ) 薰勝は本多君史、馨郎史、馨は上野介、媽殺史は正純の音譯なり、

一、同自天川奉行衆、後藤庄三郎へ上ル書、

西域國、臣奉行天川港知府事、文會華殊、機所功沙訥、衢視  
奠昂潦睦、彌格哥黎等、謹薰沐頓首致書

日本國後藤庄三郎館下、使人魯訥受

足下書、回到日登拜展讀、知甚代爲憂戚、又知大爲調護、且肩蔽  
敝邑、何幸遇此良人、感德無藝、且喜且悲、喜六十年之舊好再新、

而兩國有福利、悲敝邑之生命、與船與貨、盡投於煨燼淪沒之中、  
思之痛心疾首、泫然有遺憾焉、敝邑與

貴邦相交有年、何一旦遽忍至是而不顧、其中陰主之者、以貪構  
怨、以怨成仇、啗我以甘言、啗我以機筭、豈知人欲爲之、天故反之、  
畢竟成空、總歸無益耳、已微

足下之知我憐我、敝邑之醜名幾不白於

王心矣、幸而天誘其衷、悔禍於敝邑、繼送

印書、招我以欺誠、敢不惟命是聽、然獨懼其爲蝨尾也、能爲始必  
能爲終、防微杜漸、重有望於

足下之今日、置我爲外府、烏舶往來、不腆之貨物、當不讓於諸國、  
請以是圖答報之、萬一來使阿雜舍羅烈稗者、王家子、敝邑之望  
也、恃有夙識、特選遣道達誠意於其側、所以引魯訥者、引之使亦

得趨拜

殿前造

御榻語、恩波重沐、秋毫皆

足下之賜也、藉

君之靈、俾無間隔、無拘滯、無煩擾、惠當與天地並、敝邑感佩、死且不朽、伏惟

炤亮、不宣、

大明萬曆四十年壬子夏六月

在判、

右ノ書唐紙、如經折本ニテ書之、外題赤紙、書ノ一字ヲ書也、架籠も赤紙也、架籠ノ右限ニ書云、

西域國、臣奉行天川港知府事、文會華殊等致書、是ハ架籠右ノ限ニ書之、

日本國後藤庄三郎老大人館下、是は眞中之外題ノ上ニ出之外題ノ下ハツレニ蠟印貼之、蠟印ノ上ニ在判、

(イ)マカオ市の吏員の名に付ては、第七八頁を參看すべし、

一、同自呂宋、後藤庄三郎へ上る書、

民希蠟王、

欽奉于系蠟國皇帝、郎畢厘噉歐系牙命、鎮守呂宋、東洋總評事、兼說興宜力郎、羨系厘猫、致書于

日本國大國貯、敖多輔甲毛羅老先生前、因足下作成甲必單、羅名敖巴難系昔哥、自然報之以恩、或貴國之人、有文引來我、呂宋交易者、我亦以作成報之、足見相愛不斷、但我百姓或別化人、伏望足下留心作成、而巴禮乃善心修道之人、吾甚愛之重

之而 足下亦可加厚助之、今年再差甲必單、羅名敖、巴難系昔哥來 貴國、許多別言不在此內、深屬來使、與 足下面叙、多蒙雅意、厚志無可酬報、特具微物奉、申開具別幅、若 足下所欲、何物、可一息來知、無不承命、余不盡言、 寮氏保庇與 足下福祉、萬年、謹達、

蠟印、

在判、

西土、壹千陸百拾貳年陸月初壹日書、

右ノ書、如經折本ニシテ書之、疊テ上ニ赤紙ニテ外題、正之一字書之、架籠白紙、上に赤紙にて外題有之、外題ノ上ニ書シテ云、  
正日本國庫官書、

(イ)當時のイスパニヤの書類には、後藤庄三郎を財務顧問會議長(Presidente del Consejo de Hacienda)と稱せり、是故に大國時、又は國庫官の稱を用ひしなり、

(ロ) 敖多是後藤なり、輔甲毛羅は庄三郎なり、ホルトガル風に Topidro と書きしを、イスパニヤ語に倣ひてホカプロと讀み其音を漢字にて表はし、が故に、此誤を生ぜしなり、

右之返書共ノ留、

一、日本國 征夷將軍源秀忠、 復章

五和國刺史 机下、

檄書來着、特異邦之土宜、所罕

見、尤感欣有餘、委悉附與佐渡守

正信毫端、而令略者也、

慶長十七曆、季秋中浣、

御印、

此將軍様之御書者、間ニ合鳥子、下繪有、一ツニキリテ、半枚ニ書、常

ノ豎文ホトニ卷テ、架籠モ細ク、是モ下繪ノ鳥子ニテ、上ニツキ目有テ、中ホトニ朱印一ツ押テ、書付ハ無之也、架籠モ文ノ相應ニホソク、印モワキヘハツル、ホトニ有タリ、

右之書ハ江戸ニテ誰人書トモ不存候、右ニハ上様より五和國ヘノ返事被成間敷ト御誼候ヘ共、長谷川忠兵ヘ從江戸登、直ニ將軍様御返書之儀被申上候ニ付而、其様子ハ國大名ヘノ御書ノ趣ニ候ト被申上候、然ハ其通ニ御返書調候ヘト被仰出候故、御書相調候、案紙在左、

一、日本國 源家康 報章

五和國刺史 麾下、

手簡披閱、殊方物領之、不堪忻感、委悉

附上野介正純筆舌者也、

慶長十七、龍集壬子、九月 日、

御印、

右之書、下繪ノ間ニ合鳥子、半分ニ切タルカ、自上野殿來也、其ニ書付候、架籠常鳥子、上ニ續目有、上書ニ云、

日本國 源家康 報章、 右ノ方ニ、

五和國刺史 麾下、 左ノ方ニ、

封、 續目之上ニ書之、

一、黒船并南蠻人之船、着岸于長崎、市易賣買可爲如前々也、於志日本渡海之船者、若逢難風、楫檣摧損、雖寄着何之港、船荷物等不可有相違者也、

慶長十七、壬子季、九月 日、

御朱印、

右之御朱印、自黑船望申候故、忠兵へ、庄三郎被申上被遣候、大鷹貳枚ニ書之、上包鳥子、但無架籠也、右兩通書候て忠兵へニ渡候、九月二十五日ニ渡之、

一、日本國、臣上野介藤原正純、復章

天川港知府事、文會華珠等、足下、

來書發緘、薰誦圭復、雖未遂拜願、實如對床話、滿意莫大自是、去歲

五和之使介東魯訥來朝、便聞吾

日本國主源君、拜禮采納、依使介之懇求、商船來著不可有疎志之趣、賜印札、而不日揚歸帆、早著岸

貴津、依之當年黑船來著于長崎、湊船之長阿羅舍羅烈稚到于

駿城、對顏如故、吾

源君受拜禮、幸事無他、載船之寶物、市易之利、可任商主之意旨、以

源君之命示于船長、聊不可有紛紜、彌季々商舶往來、互可通國寶者、何善政如焉、自

五和國主、方物惠賜、感佩多幸、雖菲薄、綿衣背面雜色十領獻之、宜被進達、餘付船長之舌端、保齋、不備、

慶長十七、壬子歲、九月 日、 在判、

右、下繪無之間ニ合鳥子ニ書之、架籠如常、上書ニ云、

日本國、臣上野介藤原正純、復章

天川港知府事、文會華珠等、足下、

謹封、

一、自

五和國、方物如目錄九色、獻吾

日本國主源君、采納惟幸、

慶長十七、壬子年、九月、日、

日本國、臣上野介藤原正純、在判、

呈投、天川湊執事中、

右之書、右之架籠へ加入、

一、雁札落手、抑去歲

貴國之使節東魯訥來朝、面會恰如舊交、所示諭之旨趣、聞吾

日本國主源君、特賜

印札矣、急揚歸帆、而著岸、天川湊之告報、歡棕無他依之當年黑

船來着于我邦長崎津、船之長廻到駿城、詣

源君閣下拜禮、采納爲幸、寶物市易任商主之心、不可有參差趣、以

源君之命示船長、宜安心、莫怪、彌年々商舶往來、爲國爲人、何幸如之、緒餘付船長之口陳、不宣、

慶長十七、歲在壬子、九月、日、

日本國、臣上野介藤原正純、在判、

呈投

五和將軍東適我、足下、

右ノ書、有架籠、上書等同前、

一、手教披閱、去歲來朝、面會多幸、吾

邦之風化足下之所見也特賜我

日本國主源君之印札不日歸著天川津依之當年黑船來著于長崎津船主忽適來駿城以故聞

源君拜禮采納特所被下市易無紛紜可任商主之心之

命也聊不可有參差東適我亦見頒手札足下口陳悉聞取之旨被示曉即裁答書投之彌年々商舶往來豈有隔礙乎莫訝餘事期來音心緒束閣之不宣

慶長十七歲壬子九月 日

日本國臣上野介藤原正純

呈覆

五和將軍東魯訥 足下

右之書有架籠上書等同前

一日本國後藤庄三郎光次 復章

天川港知府事文會華殊等 閣下

所賜之芳割發緘窺嚴旨哀々之詞華銘肝銘膽任吾

日本國主源君印札黑船如元來著長崎津船主來謁拜龐實成舊時看者忻感有餘迺到源君尊前拜禮整止矣載船之貨物任船主之意可得市易之利者吾

源君之許命也勿思慮彌季々往來互可通國寶者兩國之幸事無若之如予亦聊不可有隔礙若有所懇求以件々可被示輸速承

命可調達餘付船主之舌端矣誠惶頓拜

慶長十七歲在壬子九月 日

右之書間合鳥子無下繪架籠上書已下右ト同前也



右已上、五和天川へ返書之分也、何返書共、九月廿五日相濟相渡也。

一、日本國 源家康、報章

呂宋國主 麾下、

信書落手、再三卷舒、殊領三般方物、實誠也、渡海商士來而告平安、彌不忘

前契商舶往來、市易之利何如是乎、委曲付與上野介正純筆記矣、所希順序自重、不具、

慶長十七、歲舍壬子、九月 日、

御朱印、

右ノ書、間ニ合鳥子、下繪有之、架籠上書同前也、

一、日本國、臣上野介藤原正純、復章

呂宋國執事 足下、

來翰繙閱、圭復罔措、舊年來使無恙旋國、最大幸也、當年亦商船著岸

本朝長崎、船主捧

貴國主之書、詣吾

日本國主閣下拜禮、方物采納所感悅也、則整得

答書、渡與于船主、彌商船年々往來、互國實可相通者、市易之利莫大於是、抑又、微臣所拜受之六種珍產、感佩々々、何賜如之、雖

薄物、綿衣十領、背面雜色投贈之、聊擬涓埃之報者也、餘付船主舌頭、保齎、不宣、

慶長十七、歲舍壬子、九月 日、

右之書、無下繪間ニ合鳥子ニ書之、架籠上書等同前也、

追啓、

貴國之方物三般、吾

日本國主所被嘉領也、雖薄物、押金屏風一双被投贈之、宜被備

貴國主之歷覽者惟希、餘蘊付船使之口陳、不具、

慶長十七、壬子歲、九月 日、

日本國、臣上野介正純、

拜進

呂宋國執事 足下、

右之書、間ニ合鳥子ニツニ切テ書之、右之架籠ニ入加也、

一、日本國、後藤庄三郎光次、報章

呂宋國執事 足下、

華翰薰閱、抑

貴國之商船、如例年到着于

本朝長崎津、船主捧方物、詣吾

日本國主源君閣下拜禮、采納惟幸、市易賣買之利、可任船主之

意旨、以

源君之命示諭之、宜被安心、彌年々往來、最兩國之幸事也、有所

欲者、聞于

源君、速可調達、聊不可有踈志、餘付船主之舌端、不備、

慶長十七、歲在壬子、九月 日、

右ノ書、間ニ合鳥子ニ書之、架籠上書同前、

右ノ書共、九月晦日、相渡相濟也、

一、阿蘭陀之船使、於駿城、十月八日ニ御禮申上、種々進物有之、上  
様御袴黒道服、上壇曲録ニ御座書ヲ上野殿御披露、其書ニ云、  
阿蘭陀國主まうりちいすて、なつそら、おらんだの國猶も  
國有兵船賣買の船方々へ差遣候、

奉拜上

日本國主源家康貴君、

於天下無比類貴人、殊者

武道無双相聞候、就中御

世も豊ニ千年之齡奉存

候、殊更於遠國尊書頂戴

仕、忝事難述筆紙候、就商

Mauritius, Prince van Orangie,  
Grave van Nasouwe, Catsenellebogen,  
Vianden, Diels, Meurs, Marquis van  
der Veer ende van Vlissingen, Gou-  
verneur ende Captein Generael van  
Gelderlandt, Hollant, Seelant, West-  
vrieslant, Zutphen, Utrecht ende  
Overijssel, Admirael Generael, etc.

Aen den grootmachtichsten Keij-  
ser en Koning van Japan, Saluijt.  
Uwe Keijserlijke Majesteits brieff  
hebbe ick met grooter eerbiedingen  
ontfangen, ende seer gnarne verstaen,  
dat het Uwe Keijserlijke Majesteit  
belijft de Hollanderen, mijnige onder-



像畫スウチリウマ

賣、阿蘭陀之者、於日本著  
 津候之處、日本國中、萬事  
 可有御許之由、被仰下候  
 儀、身=餘忝奉存候、國も  
 程近=おゐては、日本人  
 も可被罷渡事も可有之  
 候、於其儀者、隨分馳走可  
 仕候處、無其儀候、御厚恩  
 之處、如何様可奉報之覺  
 悟候、  
 一前阿蘭陀之國無御存處、  
 かひたんじやかうべく

satensoogoedertierlijkenin UwerKeijserlijkeMajesteits grootmach-  
 tige, wijtberoemde ende seer vermaerde keijserrijk te ontfangen,  
 hun consent vergunnende om te mogen traffiqueren ende handelen  
 in allen plaetsen, landen ende eilanden, onder Uwer Keijserlijke  
 Majesteits gebiet staende, haer nemende in Uwer Keijserlijke  
 Majesteits protexie, 'twelcke mij seer aengenaem is, ende ben  
 Uwe Keijserlijke Majesteit van soo goedertieren weldaet op't  
 hoochste bedanckende. Ick wensche wel met Uwer Keijserlijke  
 Majesteit dat de landen van mijn gebijet naerder gelegen waeren  
 aen die [van] Uwe Keijserlijke Majesteit op dat alsoo Uwer  
 Keijserlijke Majesteits onderdaenen deselve mochten comen be-  
 soecken, wanneer ick dan mede metter daed zoude mogen betho-  
 onen mijne genegentheijt om danckbaer te sijn van de gunste die  
 Uwe Keijserlijke Majesteit mijne ondersaten heeft bethoont ende  
 bewesen. Doch nu 'tselve vermits de verre distantie der landen,

を過分に上種々様々の  
 籌略を廻候故使も理を  
 不申通致乗船其儘懸出  
 申候惣而ほるときはか  
 すてあんかたきにて候  
 間重而はおらんだも参  
 候はん様ニと申上ル事  
 も御座有候へく候ほる  
 とぎすかすてあんは昔  
 より商申候おらんだの  
 事は始而参候其故商ニ  
 損御座候と申上事も可

ende onkosten gedaen om haren handel in de rijcken van Chijna te mogen doen, ende tot drie verscheijden reijzen toe met haere schepen op de rivieren desselfs rijke geweest, en eens commisen ofte coopliden aen lant gehadt; maer tersont hebben de Portugijsen naer haer oude gewoonte met haer leugenen, valscheden ende geschencken soo veel bij den gouverneurs ofte mandorijns te wege gebracht ende mijne ondersaten alsoo vermaeckt, dat sij, sonder gehoort te mogen werden, het lant ende de rivieren wederom hebben moeten ruijmen.

—  
 —  
 Ende alsoo ick wel achte deselve Portugijsen ende de Castilianen met alle mogelijcke archlisticheijt ende bedroch in haer oude gewoonte continueren sullen, insonderheijt om te betrachten dat mijne ondersaten uijt Uwer Keijserlijke Majesteits machtighe keijserrijk souden worden gestooten, niet om de schade, die hun deselve in den handel souden mogen doen, maer

二からなり、船中飢に及  
 候而罷着候處其刻ほる  
 とぎす申上候は、おらん  
 だの者は盗人ばくんと  
 と、色々申上候へ共、不被  
 立聞召、被添御心候儀、是  
 は則我等ニ御厚恩と覺  
 申候、  
 一、此前某之者、於大明企賣  
 買、三度参候處、一度は使  
 を上候へ共、ほるときは  
 大明の屋形へ色々進物

niet en can geschijeden, soo verhope nochtans even wel dat metter tijt occasie sall voorvallen om meerder bewijs te mogen doen van mijne goede affectie tot onse begonnen vrientschappen. Uwe Majesteit heeft over eenige jaeren sijne gunste ende genade aen de Hollanders bewesen, ten tijde oock als den Hollantschen naem Uwe Keyserlijke Majesteit noch onbekent was, hebbende den Capitein Jacob Jansz. Quaeckernaeck, die in seer ellendigen staet met sijn schip ende volck in Uwer Keijserlijke Majesteits landt was gecommen, seer gunstich ende weldadich geweest, niet lettende op de valscheijt ende leugenen, daermede de Portugijsen haer waren beschuldigende, van alle welcke weldaden de name van de persoon van Uwe Keyserlijke Majesteit bij mij ende mijne ondersaten in sulcken grootachinghe ende wisheijt is gehouden als reden ende behoerlijcken is.

Mijne ondersaten hebben voor desen oock grooten aerbeijt

我々申上儀重而思召可  
 被當事も可有之候  
 一前々ばんたんはだに余  
 の國にてもほるときす  
 罷居候處ニおらんだの  
 者參候處ニ別而御懇ニ  
 被成候處ほるときす色  
 々支申候結句後ニは僞  
 に罷成于今無出入候れ  
 らんたのきは不相替互  
 に入魂仕候又かすてあ  
 んほるときすの心持に

worden, versoecke mede, dat Uwe Keijserlijke Majesteit believe voor te comen met goede ende sorchvuldige voorsichticheijt de dubbelde doortraptheden van de Jesuijten ofte vaderen der Compagnie, die met schijn van religieuse heilicheijt Uwer Keijserlijke Majesteits voortreffelijke coninckrijk door veranderinghe van religie soecken lancksamerhandt in scheuringe, pertischap ende voorts tot civilen oorloge te brengen, om alsoo deste beter tot haer voornemen te geraecken, gemerct andersints daertoē tot geenige tijden sullen connen comen.

Ick bedancke Uwe Keijserlijke Majesteit oock hoochelijcken over de beloften van de personen, dijs tot uijtvoeringhe van den coophandel aldaer in Uwer Keijserlijke Majesteits landen sijn blijvende; sijne Keijserlijke Majesteit deselve in sijn Majesteits bescherminghe is nemende ende sijne Majesteits faueur ende hulpe tot alles is toeseggende; mij vertrouwende sijne Keijserlijke

有之候、それは僞にて候、  
 大千世界を次第くニ、  
 我儘ニ可罷成と存候處  
 ニ、おらんだ參候而、此次  
 第を可申上かと、ほると  
 きす<sup>校</sup>狹量仕、重而は我儘  
 ニ罷成ましきかと可存  
 候、加様ニ申上儀は、餘御  
 懇切ニ被仰下候儘、正直  
 ニ申上候、重而ほるとき  
 す如何體之儀ヲ申上候  
 共、眞ニ被成間敷候、兎角

overmits de vrees, die sij hebben, dat hunne gepretendeerde monarchie over de geheele weerelt ten openbaere verthoone soude mogen comen tot groote verachteringhe van deselve. Soo ben ick op Uwe Keijserlijke Majesteit vriendelijcken versouckende dat Uwe Keijserlijke Majesteit gelijve huune lasteringen geen geloove te geven, dewijl uijt vijanden mont sijn hercommende, want sijnlijden ontwijffelijcken noch in haer eijgen strijck sullen gevangen werden, gelijk als over ettelijke jaeren tot Bantam, Patane ende andere plaetsen gebleecken is, daer sij dergelijke acten gepleecht ende daernaer ernstelicken getracht hebben. Doch door hanlieden bedriegerie, opgeblasentheit ende bevonden leugenen sijn daernijt gestooten, ende mijne ondersaten 't sedert in alle vrij ende gelijkheijt [*Vriendelijckheid?*] ende trouwe getracteert ende onthaelt geweest.

Ende opdat se in alle hun voornemen gefrustreert mogen

て難成處を、は<sup>マ</sup>いてるの  
心の内ニふかくつゝみ、  
色ニハ少も出し不申候  
處を能く被成御分別  
候て可被下候、此はいて  
るの心は、日本の者を次  
第く、に我宗ニなし、餘  
宗を嫌ひ、後は少々宗論  
を仕<sup>ル</sup>大なるとりあひも  
御座候事も可有之候、其  
時は、は<sup>マ</sup>いてるの存分次第ニ罷成節も御座有へく候、  
一、おらんだの者、其元へ罷居候者、何用之儀も於申上は可被聞

Majesteit tot allen tijden 'tselve sall continueren. Voorts alsoo mijne onderdanen genegen sijn, om alle landen ende plaetsen met handelijng in alle vrijentschap ende sinceriteijt te besoecken, soo versoecke oock aen Uwe Keijserlijke Majesteit dat deselve den handel op Coree door Uwer Majesteits faueur ende behulp mogen genieten, om alsoo met gelegender tijt de noort custe van Jappon mede te mogen bevaeren, daer mij sonderlinge vrijentschap geschieden sall.

Hiermede, grootmachtighe Keijser ende Koninck, sall ick den Almogenden Godt bidden, dat Hij Uwe Keijserlijke Majesteit in lange gesontheit ende geluck-salige regeringe will confirmeren.

In 'sGravenhage, den XVIII December, 1610.

召候由被仰下候、是以忝奉存候、以來も無相違奉憑候、  
一我等之者は、遠國へ商賣仕候者にて候、然者高麗國へも、自然  
參度と申上候時ハ、御朱印被仰付候て可被下候、奉頼候、  
右之條々、雖憚多、不貽心底、細碎申上候條、爲何御用に御座候共、  
可被仰付候、如在御座有間敷候、

日本ニて、  
千六百十年十二月十八日、

慶長十五年十一月十二日、  
從阿蘭陀之國主之文體、無處殘和之、寫拜上仕候、

あんでまいこほろうる、在判、  
じやかうべすつへきす、在判、

御披露 本田上野守様



(イ) 是年駿府に至りしは、ローデ、レーウ、メット、バイレン號の司令官ヘンドリック、ブルーワーなり、ローデ、レーウ號は、慶長十四年に日本に來りし二隻の蘭船の一なり、同船は日本を去りて後、歸國の途に上り、翌千六百十年七月二十一日、オランダに着せしが、ヘンドリック、ブルーワーの艦隊に加はり、同年十二月二十日、テクセルを發して東洋に向ひ、バンタンを経て、千六百十二年八月二十八日、慶長十七年八月二日、平戸に入港せり、駿府記には、八月十二日、阿蘭陀舟來于平戸とあれども誤ならん、

當代記に、八月オランダ國ヨリ來ル仁、鳩ノ比ナル鳥一、大鳥一、何モ生鳥ヲ、駿府、江戸へ進上スヘキトテ、京都迄上ル、右ノ小鳥ハ人ノ云事ヲ聞テ、則如其言、大鳥ハ、頭ハ鶴ニ似タリ、背ノ毛ハ猪ノ脊ニ似タリとあり、鸚鵡及び火食鳥なるべし、オランダの書類には此事を記したるものなし、

(ロ) ハーグの文書館に、此書翰の原文の寫あり、千六百十三年八月二日、チドール島より、ジャック、スベックスが本社に送りし書中に、公爵閣下ノ書ハ種々ノ理由ニヨリ、一般決議ニ基ツキテ、別紙寫ノ如ク改メタリとあり、今ハーグ文書館の原文と、此譯文とを對照するに、原文にオランダ公、ナッサウ

伯等マウリチウスの爵を列擧せるを省略せし事、日本ノ強勢ナル皇帝兼國王ニ敬意ヲ表スとあるを、全能ナル神ガ、永ク陛下ヲ健康ナラシメ、幸福ニ國ヲ治メシメンコトヲ祈ル、とある原文の末の句と合せて、奉拜上日本國主源家康貴君、於天下無比類貴人、殊者武道無双相聞候、就中御世モ豊ニ、千年之齡奉存候と爲し、事及び譯文の末にある、右之條々以下の一節の、原文になき事を除きては、譯文は稍簡畧なれども、大體に於ては、好く原文の意を盡したり、ハーグの文書館に存する寫は、スベックスの所謂改竄したるものならん、

千六百十三年一月二十九日の日附にて、ブルーワーが平戸よりインド總督に呈せし報告書に、閣下ガ予ニ托シテ、日本皇帝ニ贈リシ書翰ハ、公爵閣下ノ書ト共ニ、イスパニヤ語ノ譯文ヲ添ヘテ、之ヲ奉呈セリとあり、日本譯文はイスパニヤ譯文の重譯なるべし、

(ハ) マウリチウス、デ、ナッサウ Mauritius de Nassau はオランダ獨立の主謀者オレンジ公ウイルレム Willem, Prince of Orange の第二子なり、千五百十四年ウイルレム暗殺せらるゝに及び、齡僅に十七歳にして、同盟諸州の内閣首

相に擧げられ、次で國主となり、能く父の遺志を繼ぎて、イスパニヤと戦ひ、終にオランダ獨立の業を成せり、マウリチウスは、千五百六十七年、プロシヤのデレンブルグ (Dillenburg) に生れ、千六百二十五年四月二十三日、ハーグに於て薨せり、

本書に載せたる公の肖像は、オランダの畫家ミレンフェルト *Michiel Jansz. van Miervelt* (一五六七至一六四一) の手に成りし油繪肖像によりて作りし銅版畫の寫なり、千七百五十三年アムステルダム出版の國史 (*Vaderlandse Historie*) に掲げしものを採れり、

(二) 猶モ國有は、原文に併領せる地名を列擧せしを略して、斯く云へるなり、

(ホ) 兵船云々は、原文のアドミラルに當れり、

(ハ) カピタン、ヤコブ、クワケルナック *Jacob Quackerboeck* の船漂着せしことをいふ、クワケルナックの船は、千五百九十八年六月末、テクセルを出發し、マゼラン海峡を経て、東洋に來らんとせし五隻の商船の一なり、該船はリーフデ號 *Liefde* と稱し、同航の諸船は、或は半途より歸航し、或は難破せしに拘はらず、獨り進航し、東洋に來りて其針路を轉じ、千六百年四月十九日、慶長

五年三月六日豊後に着せり、其後堺に至り、更に關東に廻航せり、航海中乗組員に多數の死者あり、日本に着せし後にも死亡せしもの數名ありて、生存者の總數十八人に過ぎず、然も權力を争ひ、反目甚しきに至りしのみならず、船に修理を加ふることを許されざりしが故に、有金を分配して離散せり、船長クワケルナックは千六百五年に至りて、幕府の許可を得、メルヒヨール、ファン、サント、フ、ヨールト *Melchior van Santvoort* と共に、平戸の領主の船に乗りて、日本を發し、同年十二月、バタニに着せり、クワケルナックは、日本を去るに臨みて、家康より通商の朱印を請受けしが、翌年八月シンガポール近海に於て、オランダ艦隊司令官マテリーフ *Cornelis Matelief de Jonge* に會せし時、之を交付せりといふ、

クワケルナックはマテリーフの親戚なりしが故に、其推薦によりて、艦隊中の一船の長となりしが、同年十月ポルトガル艦隊と交戦中戦死せり、(大日本史料第十二篇之四、第四三七頁以下、及び第十二篇之六、第四九一頁以下參看)

(ト) ポルトガル人が、オランダ人を讒したれども、家康之を聽かざりしことに

付ては、リーフデ號の航海士たりし、ウィリヤム、アダムスの千六百十一年十月二十一日附の書中に、左の記事あり。

In which long time of imprissonment the Iesuites and the Portingalls gaue many evidences against me and the rest to the Emperour, that we were theeues and robbers of all nations, and were we suffered to liue, it should be against the profit of his Highnes, and the land; for no nation should come there without robbing: his Highnes iustice being executed, the rest of our nation without doubt should feare and not come here any more; thus dayly making axcess to the Emperour, and procuring friendes to hasten my death. But God that is always merciful at need, shewed mercy vnto vs, and would not suffer them to haue their willes of vs. In the end, the Emperour gaue them aunswer that we as yet had not doen to him nor to none of his lande any harme or dammage: therefore against Reason and Iustice to put vs to death. If our countreys had warres the one with the other, that was no cause that he should put vs to death; with which they were out of hart, that their cruell pretence failed them. For which God be for evermore praised.

(千) オランダ人は、早くより支那通商を希望せしが、始めて支那に來りしは、千六百一年なりき、同年九月司令官ヤコブ、ファン、ネック Jacob van Neck は二隻

の船を率ゐてマカオ港外に着し、偵察の爲め人を上陸せしめしが、ポルトガル人之を捕獲し、又攻勢を示し、が故に、去りてバタニに向へり。

第二回の來航は、千六百三年八月なりき、司令官ファン、ウル、ウィク Wilbrand van Waerwijck 艦隊を率ゐて澎湖島に來り、バタニより伴ひし支那人を使として、支那本土に遣し、通商の許可を得んとせしが、ポルトガル人の妨害によりて、終に其目的を達せず、同年十二月バタニに向ひて去れり。

第三回は、千六百七年司令官マテリフの來航なり、マテリフは、同年六月三隻の船を率ゐ、テルナーテ島 Ternate を發して支那に來り、七月末より九月上旬に亘りて、南澳及び南大澳に於て、支那官憲と交渉をなし、が、容易に進捗すべき見込なく、マカオには六隻の葡船あり、到底之と對抗すること能はざるを見て、廣東の官憲に書を贈り、オランダ人が通商を希望する旨を述べ、之を許可する意あらば、バタニ、ジョホル又はバンタンに通知せんことを請ひ、去りて南洋に向へり。

本文に、一度は使を上候とあるは、原文には、一度ハ商人等ヲ上陸セシメタリとあり、ウル、ウィクが來りし時のことならん。

(リ) カスチリヤ Castile 人、即ちイスパニヤ人をいふ。

(又) 原文に耶蘇會員即チこんばにやノふありてゐる Valer 等とあり、ハイテラ  
はフアイデルの轉訛ならん。

(ル) 原文には内亂ヲ起スベシとあり。

(ヲ) アンデレイコ、ホロウワルはヘンドリック、ブルワー Hendrick Bronner なり、  
千六百十三年二月、スベックスに代りて平戸の商館長となり、千六百十四  
年九月、スベックス再び平戸の館長となるに及びて、日本を去れり、千六百十  
七年、アムステルダム支社の支配人に擧げられ、千六百三十二年、インド總  
督となりてシヤバに赴任し、千六百三十六年本國に歸り、千六百四十一年  
アメリカ殖民地の總督に任ぜられしが、翌年赴任の途中に死せり。

(ワ) 判とあるは署名の事なり。

(カ) ジャック、スベックス Jacques Speer なり、スベックスは千六百九年九月來、オラン  
ダ商館の長として、平戸に在りしが、ブルワー來りて、之に代りしかば、千  
六百十三年二月、レノウ號にて南洋に向ひ、翌年八月、再び日本に來りて館  
長となれり、千六百二十一年十月、日本を發して、バダビヤに至り、次で總督

府の員外參事官となりしが、後本國に歸り、千六百二十九年、艦隊司令官と  
して東洋に來り、同年九月總督クーン Jan Pieterszoon Coen 死亡せしにより、  
總督に擧げられ、同三十二年に至るまで其職に在りき、同年ブルワー之  
に代れり、スベックスの後年の事蹟は傳らず。

阿蘭陀之國主之名代へいとる、ほつと、

奉拜上

日本國主、

乍恐言上仕候、貴國御安全之儀、幾

久御座候様ニ奉存候、

一、中途いんでやニ罷出承候へハ、おらんだの者、其地へ參候  
處ニ、商賣ニ付而萬事被成 御懇、其上居屋敷迄被下候儀、吾  
々迄も忝次第難申盡候、右之御心中永々不相替候様ニ承及  
候、彌御頼敷奉存候、致渡海おらんだの者之儀ハ、御被官御同

前ニ可奉仰御慈悲候、兼又おらんだの船、去年可罷渡候由申上候處、國本ノ船延引仕候間、從中途先々爲御禮小船申付候、其首尾不相替、今年令渡海候、此船去年延引仕候儀ハ、おらんだノ日本<sup>五</sup>罷着候而五月之内ニ出船被申付候へ共、途中ニ而日寄ニ<sup>六</sup>令延引候、然者御禮之由返札持參申候、官使者あんでまいこ、ほろろると申候、爲御存知申上候、  
一、おくより以細書被申上候様ニ、はいてるのぎを能々被成御推量御尤ニ奉存候、其子細者、おらんだとかすてあん上々ハ、十二年和談ニ被仰合候へ共、惣別かすてあん屋形かたきにて、まろく表におゐてハ、于今弓矢半に候、此旨委彼者可申上候、  
右之條々、誠難憚多、細碎申上候、御用之儀共可被仰付候、

千六百十二年三月晦日、

慶長十七年二月廿六日、

まろくより上被申候狀之心持、其まゝやハらけ進上仕候、

あんでまいこ、ほろろると申候、爲御存知申上候、

じやかうべ、すつひやす、在判

○神戸能福寺に此

譯文の本書と思はるゝ文書を藏す、右文書に兩人の署名あり、大日本史料第十二篇之十、第一八六頁の寫眞版を參看すべし、

御披露

本田上野守様

(イ) インド總督、グーベルヌール、ヘネラール Gouverneur General のとなり、オランダ東インド商會は、はじめ遣外艦隊の司令官に、海外貿易の管理及び殖

民地の統治を一任せしが、司令官は時々交迭し、命令の統一を缺くが故に、千六百九年、國會の認可を経て、總督を置き、參事會 Raad van Indien をして之を補佐せしむるとなせり、總督府は、始めジャバ島のバンタンに設置



- せしが、後之をジャカトラ Jacatra に移せり、今のバタビヤ Batavia の地なり、
- (ロ) ビーテル、ボット Pieter Botta は、最初の總督に擧げられ、千六百十一年一月、艦隊を率ゐてオランダを發し、千六百十年十二月十九日、パンタンに着せり、それより千六百十四年七月三十日まで總督の職にありき、
  - (ハ) インデヤ India は、ジャバ地方を指せるならん、
  - (ニ) 千六百十一年、ブラク號 Black を日本に遣し、ことを指せり、ブラク號は、ビーナル、ボットの艦隊の一船にして、バタニより日本に渡航し、千六百十一年七月一日、平戸に入港せり、
  - 同船乗組の商人頭ビーテル、セーヘルツゾーン Pieter Segerszoon は、平戸の商館長スベックスと共に、駿府及び江戸に至り、新に朱印を得て、平戸に歸り、同年十月八日バタニに向ひて出航せり、右上府の日記は、大日本史料第十二篇之八、第五九二頁以下に掲げあり、參看すべし、
  - (ホ) ローデ、レーウ號が、千六百年七月二十一日、オランダに着し、同年十二月二十日、日本に向ひて出帆せしをいふなり、
  - (ヘ) 奥とは本國のことなり、

- (ト) オランダ、イスパニア兩國の間に、十二年間の休戦條約締結せられ、此條約締結が、オランダの日本貿易開始の動機となりしことは、第二三頁に述べたり、參看すべし、
  - (チ) オランダ東インド商會は、休戦條約の遠からず締結せらるべきを見て、千六百八年二月、報知船を特派して、之を東洋にありし艦隊に豫告し、千六百十年には、又、特にウシメル、ファン、ヘルム Wemmer van Berchem を遣して、條約の締結を通知せしめしが、政治上宗教上永く敵視せし兩國民間の感情は、一片の條約文を以て融和すべからず、衝突は依然諸處に於て起れり、
- 一、阿蘭陀之船、日本に渡海之刻、逢風波之難、雖爲着岸何之湊、不可有相違、守此旨、無異儀、可往來者也、仍如件、

De Hollantsche schepen comende in mijn lant van Jappan, 't zij op wat havenen ende plaetsen het soude mogen wesen, beveelende bij desen wel expresselijke aen alle ende een yegelijk onder mijn gebiet sorterende, deselve in geenderley manieren te agraueeren, ofte empecheeren, maer ter contrarie alle hulp, faveur ende assistensie int gene versoecken te doen ende bethoonen; een yegelijk sich wachten-

慶長十六年

七月廿五日、

御朱印、

ちやくすくるうむへいけ

de, anders als alle vriendschap (hunlieden op mijn woorttoege-secht) te onderhouden: wel toe-siende mijne wo-orden ende belof-ten niet gevi-oleert werden. Gedateert stijlo Jappan int jaer 1611, den 25 dach van de 7 maent, zijnde onse 30 Augusto.

一、おらんだ船、日本に渡海之時、何之浦ニ難爲着岸、不可有相違候、向後守此旨、無異儀可被往來、聊疎意有間敷候也、仍如件、  
慶長拾四年七月廿五日、

御朱印 大印也

ふらんす、ひつたる

右兩通ノ御朱印 先年之御朱印也 今度渡海ノおらんだ船主返上ル、自上野殿被見下候、一覽以後御使内田織へ殿へ返ス、

(イ) プラック號入港に付、スベックス等が上府せし時の日記に、千六百十一年八月十七日(慶長十六年七月十日)家康に謁し、次で同月三十日午後二通の朱印を受領せしことを記し、其時直に作らしめたる譯文を掲げたり、即ち右に載せたるものにして、之を再譯すれば左の如し、  
オランダの船、日本に来る時は、何れの港灣にても入ることを得べし、之に對して、何等の妨害を加へざるのみならず、船員の請求に應じて各種の便宜を與ふべし、わが彼等に約したる友誼を維持すること、及び誓約を果すを妨げざることを、本狀によりて國內の諸人に命ず、千六百十一年、日本曆七月二十五日、即ち我が八月三十日附、  
日記に、右ノ如ク朱印二通ヲ請ヒ受ケシハ、一通ハばたに、又一通ハばんだん、或ハ他ノ場所ニ置キ、來航スベキ船ノ用ニ供スルタメナリとあり、慶長十四年には、バタニの爲め、クルウムベイケの名義にて朱印を發せり、本文の朱印も亦、バタニの爲めに請ひ受けたるものなるべし、フルーネウエーヘンが、慶長十四年の春死せしことは、前に述べたるが如し、便宜上同人の名義となし、ならん、

(ロ) 此朱印は、フルフーレン艦隊の副司令官フランソア、ウイテルト Francois Wilbert の名義にて、オランダ人に與へしものにして、慶長十四年に發せし四通の朱印の一なり、

(ハ) 印は第二一頁に掲げし、フルーネウエーヘン名義の朱印に押したるものと同じく、家康の印なるべし、

阿蘭陀へ御返書之留

日本國 源家康、復章

阿蘭陀國主、麾下、

遠書到來、再三披閱、殊領數般之方物、惠意不殘、彌不渝前契、年々商舶往來、則縱隔萬里、重濤之嶮、實成四海一家之思者、必矣、餘蘊附上野介正純筆舌也、自賚不備、

慶長十七壬子十月 日、

御朱印、

右之御朱印、間合鳥子、下繪有裏ニ切薄有之、盡結構也、架籠如常、

(イ) 本光國師日記に載せたる、十月十七日附板倉勝重宛の崇傳の書狀の案に、阿蘭陀ヨリ書ヲ捧申候、其返書可被遣旨被仰出候間、今日下書可得上意ト存候とあり、十七日に返書の案を呈し、次で淨書の上差出し、を二十八日に至りて朱印を押し、翌日ブルフーに交付せしならん、  
(ロ) 御朱印と云ふは、此書翰の事ならん、

一日本國 臣上野介藤原正純、復章

阿蘭陀國主 殿下、

來書件々、方物般々、奏達吾

日本國主、采納惟幸、則裁

答書、且副以腰刀大小二柄、被謝惠意、抑不異前約、商船到著于本朝松浦津、可得賣買之利者、宜任船主之意旨、吾



國主之所許命也、莫訝、彌年々商船往來、可被修隣交、如微臣亦聊不可有疎志、依船使之望、大泥國等之商船來

朝不可有相違旨、別整得

印札二通、渡與船使、猶有攸懇求、聞

國主、速可調達、何有隔礙哉、所頒賜之音物、拜納、感佩無他者也、

委悉附船主舌端、不宣、

慶長十七年、壬子、初冬、日、

右之書、間合鳥子、無下繪、架籠同前、但タケハマチイサシ、

右此外、大泥國并バンタン國ノ舟、日本へ往來、可有不異儀之由、御

朱印二通被遣之、是ハ御右筆衆被書候、案文ハ大形先年阿蘭陀舟

ニ被遣候同前也、此二通之御朱印モ、ナランダへ被遣候、阿蘭陀舟

日本へ渡候時、大泥バンタンへ寄往來シ候へバ、自由成由申候ニ

付而、右二通之御朱印被遣也、阿蘭陀ノ船使望申ニ付而、右之二通之御朱印被遣也、

右之御朱印共、何モ十月廿八日ニ相濟也、上州ノ書ハ、廿九日清書

スル、何モ廿九日、上野殿ノ阿蘭陀ノ船使ニ御渡候由也、

(イ) 千六百十三年一月二十九日附、ブルワの報告書に家康が答禮の爲め

日本刀大小二口を贈り、秀忠が鎧一領、刀一口を贈りしことを載せたり、

(ロ) バタニナリ、バタニ及びバンタンのオランダ商館に置き、同地より船を日

本に派遣する時、之に交付する爲めに、此朱印を請ひしなり、

一慶長十八年、癸丑、八月四日、インカラテイラ國王ノ使者、於駿城御禮申上ル、王ヨリ音信色々進上也、此國ヨリハ始テ使者也、捧書蠟紙ハ、貳尺、タテ一尺五寸、三方ニ縁ニ繪アリ、三ツニ折、二ツニ折返シテ、紙ニテ釘トチノ様ニシ、蠟印アリ、文言ハ南蠻字ニテ不

被讀故、<sup>ホ</sup>アンジニ、假名ニカ、セ候、左ニアリ、

(イ) 英國東インド商會の派遣せしキャプテン、ジョン、セーリスをいふ、セーリスは、クローブ號 *Ho. Oble* 外二隻の船を率ゐて、千六百十一年四月二十八日、ケント州のダウンス港 *Downs* を出帆し、翌年十一月三日、パンタンに着き、翌千六百十三年一月二十五日、クローブ號にて同港を發し、途中南洋の數島に寄港し、六月二十一日(慶長十八年五月四日)平戸に着せり、セーリスは、直に其着をウイリヤム、アダムスに報じ、その來るを待ちて、八月十七日(日本曆七月二日)平戸を發し、九月十六日(日本曆八月二日)駿府に着し、同十八日(日本曆八月四日)家康に謁せり、セーリスは、次て江戸に至りて秀忠に謁し、歸途駿府に立寄りて十一月六日(日本曆十月五日)平戸に着せり、其後船員の會議を開き、同所に商館を置くことに決し、リチャルド、コックス *Richard Cooks* を長とし、その下に英人七名、僕二名、日本人通譯三名を置き、十二月十五日(日本曆十一月四日)出帆、歸國の途に就けり、その英國ブリモス港 *Plymouth* に着きしは、翌年十月七日なりき。

(ロ) セーリスが八月四日家康に謁見せしことは、本文とセーリス日記の記事と符合するを以て確實なり、駿府記に八月三日とあるは誤なり、

(ハ) セーリスが國王の名義にて家康に献ぜし品は、左の通にして、代價總額三百四十九レアル餘なりしといふ、

- 一 鍍金の鉢并に水指 重量六十四オンス半
- 一 黒羅紗 三十八ヤード
- 一 猩々緋ケルシー織 一卷
- 一 象眼入銃器 二挺
- 一 上等麻布<sup>キャンザン</sup> 一端
- 一 上等綿布<sup>マン</sup> 一端
- 一 シミヤン、チロター 四端
- 一 青バイラム 五端
- 一 上等帶 二筋
- 一 上等天竺木綿 五端
- 一 銀鍍金の筒入望遠鏡 一箇

- 一 弩
- 一 挺
- 一金貨四十シルリング、但ヤコブ一枚、エンゼル一枚、ソブレン一枚、
- 一 蠱目鏡
- 一 筒
- 一 布團用セラス
- 一 端

駿府記に、此時の献品を狸々皮十間弩一挺、象眼入鐵炮二挺、長サ一間程之  
 鑿鑿、六里見之とせしは、右の内主要なるものを挙げしなり、  
 右の外、セーリスは、自分の名義にて、數品を家康に献じ、又將軍以下にも贈  
 物をなせり、品目は大日本史料十二篇之第十一、第五五九頁以下、セーリス  
 の日記に就て見るべし、

(二) 英國王の書簡の本書は現存せざれども、東インド商會の書翰集の第一卷  
 (The First Letter Book of the East India Company) にその案あり、左に譯文の  
 下に註せり、

書翰の體裁は、現にブリチシ、ミューゼアムの文書部に藏する、千六百十四年  
 四月十一日附、日本皇帝宛の書翰と同一なりしならん、同書翰は羊皮紙を  
 用ひ、幅五十一センチメートル弱、約一尺七寸、堅三十八センチメートル強

(約一尺三寸)あり、其内面の上と左右とは、縁に金銀泥の唐草模様の飾あ  
 り、書中の大字も、皆金泥を以て書せり、書翰は正三ツに折り、之を上より下  
 へ折り返し、其表面には、上と左右との、縁に唐草模様の飾を施し、To the  
 High and Mightie Monarch the Emperor of Japan と四行に宛名を認めたり、そ  
 の大字も亦金泥なり、右文の下に花形に切りたる紙あり、その左右の端を  
 以て書翰を綴りしなり、(大日本史料第十二篇之十一、第四六〇頁參看)  
 イギリスのシロップシャー Shropshire のチャモニー Cholmondeley 家に、セーム  
 ス王在位第九年(千六百十一年)一月十日附、ウェストミンスター發の書翰の  
 本書を藏せり、其體裁はブリチシ、ミューゼアム藏の書翰に等しといふ、  
 (ホ) 按針なり、航海士ウィリヤム、アダムスといふ、

ぜめし帝王書狀之趣  
 者、天道之御影により、  
 おふ、ぶりたんや國ふ  
 らんず國、ゑらんだ國、  
 James, by the grace  
 of Almighty God,  
 kinge of Great Brit-  
 taine, Fraunce and  
 Ireland, defendor of  
 the Christian faith,  
 etc. to the highe and  
 mightie Prince the  
 Emperour of Japan,  
 etc. greetinge.  
 Most highe and  
 mightie Prince  
 As there is nothings  
 which increaseth more  
 the glorie and dignitie  
 of Soueraigne Princes

これ三ヶ國之帝王ニ、  
此十一年以來成申候、  
然者、日本之將軍様  
御威光廣大之通、我國  
に慥に相聞え候、爲其  
かびたん、せねらん、じ  
ゆわん、さいりす、此等  
を爲名代、日本將軍  
様、御禮爲可申、渡海  
させ申候、如此申通ニ  
罷成候へは、互之國之  
様子廣大に流通仕、我

vpon earth then to extend their renowne vnto farr discident Nations: soe, haueing vnderstoode of late yeares from some of our louinge Subjectes that haue traded into diuers Countries neere adioyneinge vnto yours, of the reputacon and greatnes of your power and dominion: Wee haue incourradged our said subjectes to vndertake a Voyadge into your Countrey, as well to sollicit your freindshipp and Amity with vs, as to enterchange such Comodities of each others Countreys as may be most of vse the one to the other, beinge nothinge doubtfull, but such will be your princelie magnanimitie and disposition as to be readie to ymbrace this our desier, and not onlie to receiue our people with your accustomed benignitie and favor butt, for their better encouradgment, to affourd them your Royall proteccion for the setlinge of a Factorie there, with such securitie and libertie of Commerce, as shall be most convenient for the aduancement of the mutuall proffitt and Comoditie of each others Subjectes; Wherein, for

國之満足之所不淺候、  
於向後は毎年商船あ  
また渡海させ、双方商  
人被爲入魂、互之望物  
商賣可被仰付候、其上  
日本 將軍様御意之  
旨、於御懇情者、商人ヲ當國ニ殘置、彌兩方懇和可被成候、然  
上は我國へも日本之商人ヲ自由ニ呼入、日本之重寶之物  
ヲ調法させ、賣買可申付候、於此上は、いく久申通、日本へも  
無心疏用し可申入候條、被爲其意得可被下候、以上、

our parte, wee doe willinglie offer ourselues and the libertie of our kingdomes and Countres whensoever any of your Suiects shall vndertake to haue comunication with vs. And soe wee pray Almighty God to blesse and prosper you and to make you victorious against your Enemies.

From our Pallace at Westminster, this of January in the Eight yeare of our Reigne of Greate Brittain, Fraunce and Ireland.

大ぶりたんや國ノ王、  
居城はおしめした、

せめし帝王、

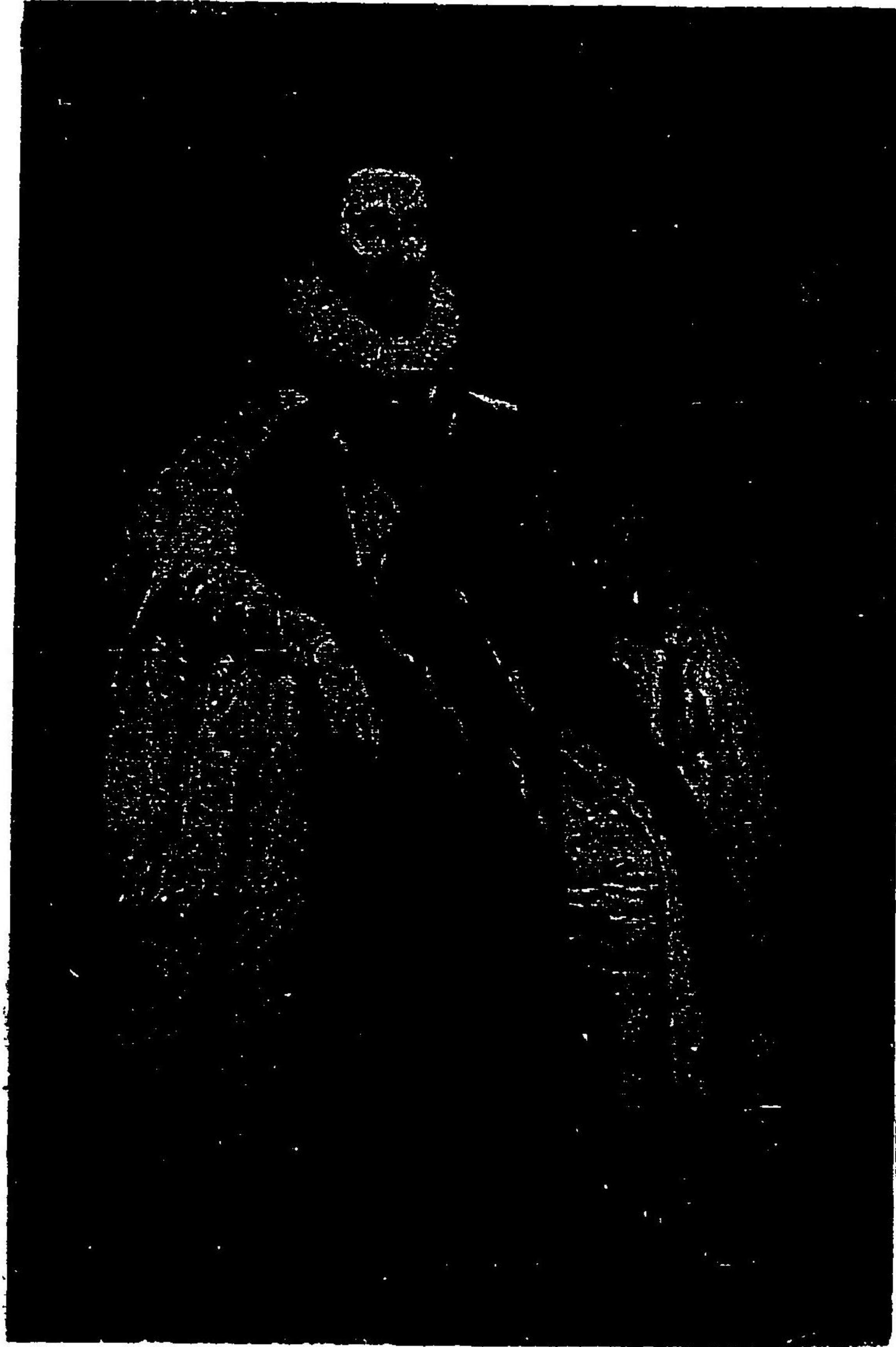
れいさし、

日本將軍様

今此衆被參候國は、いがらたいら、又、げれほろたんとも申候、いづれも國は一つ、名は二つ御座候、如此あんじ書付上申候、

(イ) ゼームス王は、スコットランドの女王メアリー Mary Queen of Scots の子なり、千五百六十六年六月十九日、エデンボロー宮に於て生れ、千五百六十七年母后の禪讓を受けて、スコットランド王の位に即き、ゼームス六世と稱せり、千六百三年、イギリスの女王エリザベツ崩ぜしにより、其位を繼ぎ、七月二十五日戴冠式を行ひ、ゼームス一世と稱し、千六百二十五年三月二十五日に崩ぜり、

(ロ) 大ブリタニヤ即ちグレートブリテン Great Britain なり、ゼームス一世イギリスの王となりし以來、イギリス、スコットランド二國は同じ王を戴くこ



像畫世一スムーゼ

となりしが、兩國が合同してグレートブリテン王國 United Kingdom of Great Britain と稱するに至りしは、千七百七年五月一日、合同條約締結以後なり、イギリスの王は、ゼームス一世以來、グレートブリテン王と稱せしが、イギリス及びスコットランドの王と云ふを正しとす。

(ハ) 千三百四十年、イギリス王エドワード三世 Edward III 始めてフランスの王の稱號を用ひたり、後イギリスは漸次フランス國內の領地を失ひ、ゼームス一世の代には殆んど一所をも領せざりしが、猶ほ此稱を用ひたるなり。

(ニ) アイルランド Ireland なり、ポルトガル語にて、イルランダ Irlanda といふに、より之に従ひしなり、イギリスの王は、第十二世紀の後半より、此島を併せ領せしが、始めはアイルランドの君 Lord of Ireland の稱號を用ひ、千五百四十二年に至り、ヘンリー八世 Henry VIII 始めてアイルランドの王と稱せり。

(ホ) 原文には、千六百三年七月より起算し、千六百十一年一月を第八年の一月となせり、譯文は、千六百十三年九月の作なれば、十一年目となし、なり。

(ヘ) キャプテン、ゼネラル、シ、ン、セーリス Captain general John Saris なり、セーリ

スは自らその名をサイリス Sayris と署せり、ジョンはポルトガル語にて ジョアン Joao とす、當時壽庵の字を當て用ひたれば、之に従ひしなり、  
セーリスの名は下註の原文になし、然れども英國王より、日本皇帝に贈りし他の書中には、派遣員の名を書したるものあり、本書原文にはセーリスの名ありしならん、

(ト) ウェストミンスター Westminster なり、

(チ) ジェームス一世の署名は James Rex とあり、レックスは即ち王なり、

慶長十八丑年八月廿二日、呂宋國之使者加毘丹、於駿城御禮、大御所様御袴、道服、上壇、曲祿、御座、加毘丹於縁一拜、本上州奏者也、當奏者番城泉州也、各伺候、進物者蒲萄酒ノ壺、蠟、氷砂糖也、次ニ、使者之進物、卷物以下捧之、一禮次ニ、フラデ捧進物一禮也、外最前ニ上書、上州御前へ持參、右之禮了、傳請取、於御放間讀之也、書ハ赤キ唐紙、長壹尺五寸計、ハ、唐紙一枚長ト見ル、折本ニ書之、其

言葉ニ云書之外題ニ、手疏ト書之、有架籠、赤キ唐紙也、上ニ唐紙ニ而外題ヲ押テ、國王都元帥書ト五字書之、又右之脇ニヨセテチイサク外題ヲ押テ、日本王ト三字書ス、紙ハ、何モ同前ノ赤キ唐紙也、

- (イ) ドミンゴ、フランシスコ Domingo Francisco なり、セーリスの日記に駿府ニ歸着セシ時、ふりっぴん諸島ヨリ來リシいすばにや大使、同所ニ滞在セリ、彼ハ皇帝ヲ一見シ、贈物ヲ呈シタルノミ、(中略)其後再ビ皇帝ノ前ニ出ル、コトヲ許サレザリキ、とあり、セーリスが江戸より駿府ニ歸り着きしは、千六百十三年九月二十九日、即ち日本曆八月二十五日なり、右は廿二日の誤見の記事なるべし、(大日本史料第十二篇之十一、第六八八頁參看)
- (ロ) 城和泉守昌茂なり、
- (ハ) セーリスの日記には、イスパニヤの大使が獻ぜし品を、支那緞子類並に歐洲の甘き葡萄酒五壺となせり、前者は本文の使者の進物の卷物なるべし、



(ニ) フラゲ Funde 即ち宣教師なり、フィリップスの大使は、關東在留のサン、フランシスコ派の宣教師に、通譯を依頼するを例となせり、故に此處に云ふフラゲも亦通譯たりし同派の宣教師ならん、若し然らずば、同派の長老にして、同時に謁見を許されしものならん、

呂宋國、虞文勝律、郎、宣、系、厘、猫、稽、首、頓、首、復、表、上、  
日本國王都元帥 陛下、

側聞天樞列象、六合奉巨國之尊、地軸乘乾、四方仰

皇邦之德、是以衣裳輻輳、義有輯於隣邑、霜露降臨、誠布敷於微地、伏惟、

陛下年隆德茂、功振飛鷲之高、心清政簡、位治烹鮮之易、郎、宣、系、厘、猫、六載奉鎮、一藝無稱、蒙 絲綸寵頒、誠惶誠恐、臣使羅明、佛難系氏具、盛稱厚遇、立德感恩無涯、但敝邑間關、奉侍踈

缺、日者兩國通聯、實敝主之旨命、商舶貿易、誠萬世之利規、愧無地圖、報有日、矧敝巴禮寓貴土、沐餘波、臣庶兩被之矣、仍有逃亡之徒、拋父棄子、非夫背義、乞嚴法繩回、今來使羅明、佛難系氏具、正直不阿、蒙 貴藩來翰、稱其懿行、凡事代理、而系氏具者、旋羨壠仔砂梳及諸藩鎮、受欽命于

陛下者、忠良嬾美、發政施仁、雖臯陶稷契、無以喻此、敝邑元元聞之、

莫不拊心欽仰、用是纂成美績、奏聞、敝主知詳、金屏之惠、置之上坐、銘刻不忘、寅具土儀、萬禱

鑒納、胸臆微言、客使再瀆、伏乞  
霽威俯采、不勝恐懼之至、

西土一千六百十三年仲夏書

印上ニ白紙ニテフタ有

右之書、於御前讀上候以後、傳へ取テ歸ル、御返書可相調旨御誼也、

(イ)ゴベルナドール、ドン、フワン、デ、シルバ、Governador Don Juan de Silvaなり、

(ロ)ドミンゴ、フランシスコなり、

(ハ)セーリスの日記に、フィリピン大使の來りしは、イスパニヤ國王の許可なくして、日本國內に在る、ポルトガル人及びイスパニヤ人の引渡を受け、之をフィリピン諸島に伴ふ爲めなりといひ、又此度の遣使の原因は、オランダ人がモロッカ諸島を攻取せんとして、大準備をなし、により、之が防禦に人を要すること多かりしにありといへり、(大日本史料第十二編之十一、第六八、六八、八九頁參看、)

(ニ)長崎なり、

(ホ)印は、封臘の上に押したるものにして、フタは、之を保護する爲め、その上に紙片を當てたるなり、

一、從呂宋、上野殿へ上ル書二通、白キ唐紙、タケハ、折本同前、上ニ、

正ノ一字ヲ直ニ書ス、有架籠、白紙也、上ニ、赤キ唐紙ニテ外題アリ、日本國執事書ト六字書之、右ノ方ニ、白紙ニテ小外題アリ、凹迷勝ト三字書ス、此書ハ内田織部持來、返書可相調也、

呂宋國沙<sup>イ</sup>梳礁、孚西<sup>イ</sup>做、凹、迷勝、復上于日本國大司馬執事、

華翰寵頌、盥洗三復、觀其文、追兩漢詞、傾三峽、迺知大邦鉅材、信不偶矣、獨媿鄙劣、如不佞、何修而得辱明問哉、但兩國相通、擬爲兄弟、如有梳事、當如手足之捍頭目、此固

貴主源君之盛意、亦做邑總事者之本心也、其巴禮寓在貴土、

倘有不周、惟冀撫恤、其來使羅明衢、佛難系氏、具者亦曉人也、其腹心之事、必能推布、願

執事傾耳聽之、倘若言歸望、發便風以相送、余具非儀數色、聊表

芹  
敬、是荷、

西土一千六百十三年仲夏書印、印ノ上ニ、白紙ニテフタアリ、

又一通、紙、架籠以下同前、共ニ二通也、架籠之上、外題ニ、日本國大藩  
宣書ト六字書之、右ニ奉、上野介ト直ニ書シテ、又其右ニ押紙ナシ  
テ、原正純ト三字書之、左ニ賜覽ト直ニ書ス、是ハ外題ナシ、

呂宋國虞文勝律郎宣、系厘猫、復書于

日本國大藩宣執事、使回領

貴翰、潔指開、緘蒸々厚情、津々肺語、三復令人不忍釋手、擬圖報於將  
來也、靜思兩國結驩、賴  
足下鼎力、而做王命、愿與

貴主交相綢繆、矧貿易征商、不背命令、僕所愿也、往來商舶、並沐恩波、  
幸也何如、且巴禮寓在貴邦、惟冀情晒、蒙解衣相賜、情同骨肉、永  
佩不忘、聊具土儀數色、素一封、惟笑納幸孔、ソウ敝邑有逃亡者、  
僕預具稟章、遞上、貴主、倘有倔強、乞伏臂力、并貽書該管地方、著  
力繩回、感德弗勝、

西土一千六百十三年仲夏書印、印ノ上ニ、白紙ニテフタアリ、

(イ) 砂機確はセクレタリヨ Secretario 書記官なり、今西敵、四、迷勝は、ホセフミデ、  
メナ、Josephe de Meun なるべし、千六百十八年八月十日附、フィリッピン諸島  
長官ドン、アロンソ、フア、ハルドより、イスバニヤ國王に上りし書中に、アド  
ミラル、ホセフミデ、メナ Josephe de Meun の名見たり、同人なるべし、

一、自呂宋、後藤庄三へ上ル書貳通、八月廿五日ニ持セ被越候而、返  
書可調由也、其書架籠以下札之白唐紙等、上野殿へ上ル書ト同前

也、架籠ノ上ノ外題ニ、後藤庄三郎大元勳閣下ト書之、右ニ啓上ト直ニ書ス、左ニ賜覽ト直ニ書スル也、書ノ上ニ直ニ東ト一字書之、呂宋國砂椀礁、孚西做、凹、迷勝、董沐<sup>(董カ)</sup>手書、拜于後藤庄三郎大元勳閣下、

絲綸寵頒、再捧三復、高情盈滿、凜然若面、蒙不棄聯好、商舶年往來互市、此出國主之命、實萬世不拔之幸也、今差來使羅明衢、佛難系氏具者、信直無偏、叩謁

□國主、肺腑畢布、惟閣下推心腹中、茹之苟有事於敝邑、僕亦垂韁以酌、閣下也、做巴禮在貴邦、乞垂念青眄、仍有逃亡之徒、此人不義殊甚、仗天威法、繩回毋使在貴邦遊閑也、來使言歸、借鼎諾以爲便風、庶早旋一日、則受一日之惠、聊具菲儀數色、乞炳鑒叱入、不勝惶懼

判

印、上ニナシ紙アリ、

西土一千六百十三年仲夏書

同一通モ、書架籠同前、外題ニ烏藤庄三郎大元勳閣下ト書之、右ニ啓上ト二字書之、左ニ賜覽ト二字書之、書ノ上ニ直ニ啓ト一字書之、詞ニ云、

呂宋國虞文勝律郎宣、系厘猫、書上

日本國烏藤庄三郎大勳老閣下、

手詔寵頒、開緘三復、蒸々厚誼、底今感不去心、言不去口、誠不世之丘恩、僕紀諸五内、永矢弗忘也、矧客商往來、並受其福、巴禮寄寓、春煦植蔭、敢不念其恩、而懷其報哉、倘

貴邦有事、告于敝邑、僕唯命是從、情緒千縷、筆端難罄、差來使羅明具佛難系氏具、布腹心于

國王、伏望閣下交相協贊、發方便以慰凝眸、余有指教、一々聽命、